

15 両立支援等助成金

(1) 事業所内保育施設コース

雇用保険法（昭和49年法律第116号。）第62条第1項第6号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。）第115条第1項第1号及び第116条の規定に基づく事業所内保育施設コース（以下「助成金」という。）の支給については、第1共通要領に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

0100 趣旨	0400 支給対象となる事業所内保育施設
0101 趣旨	0401 施設の規模について
0102 適用単位	0402 構造設備について
	0403 運営について
0200 定義	0404 設置場所について
0201 中小企業事業主	0405 利用条件等について
0202 共同事業主	0500 不支給要件
0203 事業主団体	0501 不支給要件
0204 事業所内保育施設	0502 共同事業主の不支給要件
0205 「事業所内保育施設設置・運営計画」等の認定	0503 事業主団体の不支給要件
0206 運営の開始、運営の休止	0600 支給額
0207 運営の形態	0601 設置費
0208 乳児、幼児、児童、体調不良児	0602 運営費
0209 乳児室、保育室、安静室	0603 増築費
0210 保育士、保育士と同等の知識及び経験を有すると都道府県知事が認めた者、保育従事者、幼稚園教諭等	0700 変更認定申請書及び支給申請書の受付
0211 定員、現員	0701 変更認定申請書及び支給申請書の受付
0212 育児休業	0800 計画の変更の申請及び認定
0213 育児のための短時間勤務	0801 計画変更認定申請書の提出
0214 一般事業主行動計画	0802 計画変更認定の内容及び確認書類
0300 支給対象事業主等の要件	0803 不認定要件
0301 設置費・増築費・運営費	0804 認定又は不認定の決定
0302 育児・介護休業法の措置	0805 認定決定等の通知
0303 次世代育成支援対策推進法の措置	0806 認定の取消し
0304 併給調整	

- 0900 支給申請手続き
 - 0901 支給申請期間
 - 0902 全ての申請に共通する添付書類
 - 0903 設置費
 - 0904 運営費
 - 0905 増築費
 - 0906 共同事業主又は事業主団体の支給申請

- 1000 支給決定手続き
 - 1001 支給又は不支給の決定
 - 1002 支給決定等の通知

- 1100 運営状況の調査・指導等
 - 1101 運営状況の調査
 - 1102 書類の保存等
 - 1103 運営の廃止・休止に関する取扱い

- 1200 返還
 - 1201 助成金の返還

- 1300 財産処分承認手続き
 - 1301 申請手続
 - 1302 財産処分の種類
 - 1303 承認手続の特例（包括承認事項）
 - 1304 国庫納付に関する承認の基準
 - 1305 財産処分に伴う国庫納付額

- 1400 附則
 - 1401 経過措置
 - 1402 施行期日

0100 趣旨

0101 趣旨

自ら雇用する労働者（事業主団体にあつては、団体を構成する事業主が雇用する労働者。以下同じ。）の子の保育を行うために、一定基準を満たす事業所内保育施設の設置、運営、増築又は建て替えを行った事業主、共同事業主又は事業主団体（以下「事業主等」という。）に対する助成金の支給により、職業生活と家庭生活の両立支援に対する事業主の取組を促し、もってその労働者の雇用の安定に資することを目的とする。

0102 適用単位

助成金は、事業主等单位で支給するものであり、事業所単位で支給するものではない。

0200 定義

0201 中小企業事業主

第1共通要領0502に定める中小企業事業主の判定は、支給申請日の属する月の初日における資本金の額若しくは出資の総額又は企業全体で常時雇用する労働者の数により、第1共通要領0202及び0502に基づき行うものであること。

なお、この判定は0202の共同事業主、0203の事業主団体であっても同様であり、これらが当該判定により中小企業事業主と判定された場合、申請対象期間の全期間において、中小企業事業主に適用する支給要件の該当の有無により、助成金の支給又は不支給の決定がされること。

0202 共同事業主

共同事業主とは、その構成事業主の全てが第1共通要領0303に該当せず、かつ、次のいずれにも該当する複数の事業主をいう。

イ 共同する全ての事業主の合意に基づく協定書等を締結していること。

ロ 上記イの協定書等は、設置主体（事業所内保育施設の所有者であり、共同事業主を構成する事業主に限る。）、共同事業主名、設置場所、建物の構造設備、運営に要する全ての経費の負担に関する事項（助成金の支給申請を行い、事業所内保育施設を設置する事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下、0202において「管轄労働局長」という。）からの支給を受けようとする事業主名を明らかにすること）、事業所内保育施設の運営管理に関する事項、その雇用する労働者の利用に関する事項、有効期間及び協定年月日を記載したものであること。

ハ 上記イの協定書等は、共同事業主を構成する全ての事業主の代表者が記名押印したものであること。

一の共同事業主について、その構成事業主の全てが、第1共通要領0202に定める中小企業事業主に該当する場合、本要領において「中小企業事業主」として適用するものとする。

ただし、平成24年10月31日前に共同事業主として認定申請を行い、その後管轄労働局長の認定を受けた共同事業主については、構成事業主ごとに中小企業事業主の判定を行うものとする。

なお、当該共同事業主が、平成24年10月31日以後に、構成事業主の増減に係る変更認定申請を行い、その後管轄労働局長の認定を受けた場合にあっては、その構成事業主の全てが、0201の判定により第1共通要領0202に定める中小企業事業主に該当する場合、本要領において「中小企業事業主」として適用するものとする。

0203 事業主団体

事業主団体とは、次のいずれかに該当する団体をいう。

イ 事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定するもの）

ロ 商工組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第8号に規定するもの）

ハ 商店振興組合及び商店振興組合連合会（商店振興組合法（昭和37年法律第141号）に

基づくもの)

ニ 商工会議所（商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づくもの）

ホ 商工会（商工会法（昭和35年法律第89号）に基づくもの）

ヘ 一般社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づくもの）

ト 公益社団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づくもの）

チ 特例社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50条）に基づくもの）

リ 上記イからチまでの団体以外の団体であって、次の要件を満たすもの

(イ) 団体の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約、規則等を有するものであること。

(ロ) 代表者が置かれているほか、事務局の組織が整備されていること。例えば、事務局長を選任している等、事務を行うために必要な体制が確立されていること。

本要領において、事業主団体は第1共通要領0202に定める中小企業事業主以外の事業主として適用するものとする。ただし、一の事業主団体について、その構成員事業主の全てが、0201の判定により第1共通要領0202に定める中小企業事業主に該当すると認められる場合、本要領において「中小企業事業主」として適用するものとする。

0204 事業所内保育施設

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）第23条第2項及び第24条第1項の措置として講じられる育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第34条第3項に定める保育施設であって、事業主等が自ら雇用する労働者の子の保育等を行うために設置、運営等を行うものをいう。

0205 「事業所内保育施設設置・運営計画」等の認定

事業所内保育施設計画については、以下のいずれかによるものとする。

イ 事業所内保育施設設置・運営計画（以下「設置・運営計画」という。）

事業所内保育施設の設置、運営を開始する前に作成する計画をいう。

ロ 事業所内保育施設増築計画（以下「増築計画」という。）

事業所内保育施設の増築又は建て替えを行い、運営を再開する前に作成する計画をいう。

ハ 事業所内保育施設運営計画（以下「運営計画」という。）

事業所内保育施設の運営を開始する前又は開始した後に作成する計画をいう。

上記の計画の認定とは、支給申請に先立ち行うものであり、これらの計画における当該事業所内保育施設の施設及び運営形態が、当年度の本支給要領の要件を満たすものであることを認めることをいう。なお、計画の認定は、認定を行った年度に適用される支給要領に基づく要件を満たすことを認めるものであって、支給申請時における支給要件を満たすことの有無、支給

額等、助成金の支給を保障するものではない。

0206 運営の開始、運営の休止

イ 運営の開始

助成金の支給要件を全て満たし、事業主等が雇用する雇用保険被保険者の子の保育を開始したことをいう。また、その日を「運営開始日」という。ただし、運営開始日において、0403及び0405を満たしていない場合であっても、原則として、事業主等が雇用する雇用保険被保険者の子の保育を開始した日を助成金の支給対象期間の開始日とすること。

ロ 運営の休止

自社の従業員の子（雇用保険被保険者以外の従業員の子を含む。）の預かりを行わないことをいう。

0207 運営の形態

イ 事業所内保育施設の運営の形態については、以下のとおりとする。なお、(ロ)については、(イ)の運営形態に加えて行われるものとする。

(イ) 運営形態（通常対応）

事業所内保育施設の1日の運営時間数及び運営時間帯に関わらず、体調不良児の預かりを行わない運営形態をいう。

(ロ) 運営形態（体調不良児対応）

事業所内保育施設の1日の運営時間数及び運営時間帯に関わらず、安静室を設け看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を配置し、体調不良児の預かりを行う運営形態をいう。

ロ 上記イに関わらず、平成26年12月31日までに運営を開始した事業主等の事業所内保育施設の運営形態は、以下のとおりとする。なお、(ニ)については、(イ)～(ハ)の運営形態に加えて行われるものとする。

(イ) 通常型運営

「通常型運営」とは、事業所内保育施設の1日の運営時間が11時間に満たず、深夜にかからないものをいう。

(ロ) 時間延長型運営

「時間延長型運営」とは、事業所内保育施設の1日の運営時間が11時間以上であるものをいう。

(ハ) 深夜延長型運営

「深夜延長型運営」とは、時間延長型運営において、延長される時間に午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）に運営される時間があるものをいう。

(ニ) 体調不良児対応型運営

「体調不良児対応型運営」とは、安静室を設け看護師等を配置し、体調不良児の預かりを行う運営をするものをいう。

0208 乳児、幼児、児童、体調不良児

助成金においては、以下のとおりとする。なお、乳児又は幼児を「乳幼児」という。

イ 乳児

満1歳未満の子をいう。

ロ 幼児

満1歳以上小学校就学の始期に達するまで（子が6歳に達する日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）の3月31日まで。以下同じ。）の子をいう。

ハ 児童

小学校の就学の始期に達した子をいう。

ニ 体調不良児

医療機関による入院治療の必要はないが、集団保育が困難な、感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾病や、発熱等の突発的な体調不良が生じた乳幼児をいう。したがって、長期にわたって安静、療養を必要とする乳幼児を指すものではない。

0209 乳児室、保育室、安静室

助成金においては、以下のとおりとする。なお、乳児室及び保育室を「保育室等」といい、面積とは建築基準法（昭和25年法律第201号）の延べ床面積（壁の中心線で算出）をいう。

イ 乳児室

乳児又は満2歳に満たない幼児の預かりを行う部屋をいう。なお、乳児室の面積は、1人当たり1.65㎡以上であること。

ロ 保育室

満2歳以上の幼児の預かりを行う部屋をいう。なお、保育室の面積は、1人当たり1.98㎡以上であること。

ハ 安静室

保育室等と区画され、乳幼児の静養又は隔離の機能を持つ部屋であって、以下の要件を満たすものであること。

(イ) 体調不良児が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.98㎡以上であること。

(ロ) 寝具等を用意し、救急医薬品を備えていること。

0210 保育士、保育士と同等の知識及び経験を有すると都道府県知事が認めた者、保育従事者、幼稚園教諭等

イ 保育士

保育士登録した資格者証を有する専任の保育士（保育を行う時間において、専ら保育に係る業務に従事する常用労働者（パートタイム労働者を含む。）をいう。以下同じ。）をいう。

なお、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある事業所内保育施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。

また、当該事業所内保育施設に勤務する保健師、看護師又は准看護師をいずれか1人に限

り、保育士とみなすことができる。

ロ 保育士と同等の知識及び経験を有すると都道府県知事が認めた者

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第2項及び第45条第2項の規定に基づく、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第94条に定める都道府県知事（指定都市にあつては当該指定都市の市長、中核市にあつては当該中核市の市長。以下同じ。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者であつて専任の者をいう。保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者、家庭的保育者（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭的保育事業の実施について」の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」により、家庭的保育者として市町村長の認定を受けた者をいう。以下同じ。）、子育て支援員研修（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「子育て支援員研修事業の実施について」による研修をいう。以下同じ。）のうち地域保育コースを修了した者等が想定されるが、具体的には各都道府県知事が定める者をいう。

ハ 保育従事者

上記イに定める保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した次に該当する者であつて、専任の者をいう。

(イ) 子育て支援員基本研修及び応用研修（地域保育コース（地域型保育））を修了し、子育て支援員として認定を受けた者

(ロ) 家庭的保育者研修の基礎研修を修了した者

ニ 幼稚園教諭等

幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者をいう。

0211 定員、現員

イ 定員

0402の施設要件及び0403ロの保育士又は保育従事者の配置要件から同時に預かることが可能な乳幼児数を上限として設定される人数をいう。

ロ 現員

申請対象期間の1日平均利用乳幼児数をいう。

なお、利用乳幼児とは、以下の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する者の子の利用をいう。

(イ) 事業主等が自ら雇用する雇用保険の被保険者の労働者

(ロ) 他の事業主等において雇用される雇用保険の被保険者の労働者

(ハ) 事業主等の自らの雇用にかかわらず、雇用保険の被保険者である労働者以外の利用者

0212 育児休業

育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業をいう。

0213 育児のための短時間勤務制度

育児・介護休業法第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置（労使協定により業務の性質又は業務の実施体制に照らして、所定労働時間の短縮措置を講ずることが困難と認められる業務に従事する労働者に関しては、育児・介護休業法第23条第2項に基づく始業時刻変更等の措置）をいう。

0214 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画をいう。

0300 支給対象事業主等の要件

助成金は、事業所内保育施設について長期にわたって適切な運営を安定的に行うことが期待され、かつ以下の0301～0304の全てを満たす事業主等に支給するものとする。設置費、増築費及び運営費については、これらの費目を併せて1事業主等につき同一の1施設に限り支給する。ただし、現に助成金の支給を受けている場合において、事業主等が合併により一の事業主等になったときには、支給対象期間についてはそれぞれの施設が支給対象となることを妨げない。

0301 設置費・増築費・運営費

支給を受けようとする費目ごとに、それぞれ次のイ～ハのいずれかに該当する事業主等であること。

なお、平成28年4月1日以降、助成金の対象となる事業所内保育施設の設置・運営計画、運営計画及び増築計画の新規受付を停止しているため、イ～ハのいずれについても、支給対象となるのは平成28年3月31日までに当該計画を提出している事業主等となること。

イ 設置費

設置費の支給対象となるのは、以下の(イ)～(ハ)を全て満たす事業主等であること。

- (イ) 新たに事業所内保育施設を設置し、運営を開始することについて設置・運営計画を作成し、かつ、平成28年3月31日までに当該設置・運営計画の認定申請を行い、その後当該事業所内保育施設を設置する事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下、「管轄労働局長」という。）の認定を受けること。
- (ロ) 設置・運営計画に基づき、当該計画の認定を受けた日の翌日から起算して、原則として1年以内に、事業所内保育施設を設置し、かつ、運営を開始したこと。
- (ハ) 過去に国、公益財団法人21世紀職業財団（旧財団法人21世紀職業財団。以下「21世紀財団」という。）及び一般財団法人こども未来財団（旧財団法人こども未来財団。以下「未来財団」という。）（以下これらを「国等」という。）から事業所内保育施設の設置に係る費用の支給を受けていないこと。

ロ 運営費

運営費の支給対象となるのは、以下の(イ)～(ホ)のいずれかを満たす事業主等であること。

- (イ) 上記イによる設置・運営計画に基づき事業所内保育施設を設置し、0403に示すところにより運営を開始したこと。
- (ロ) 事業所内保育施設を運営することについて運営計画を作成し、かつ、平成28年3月31日までに当該運営計画の認定申請を行い、その後管轄労働局長の認定を受け、当該運営計画に基づき、認定日の翌日から起算して原則として6か月以内に事業所内保育施設の運営を開始したこと。
- (ハ) 平成28年3月31日までに事業所内保育施設の運営を開始した事業主等であって、当該事業所内保育施設の運営を開始してから10か月を経過する日までの期間に、運営計画を作成し、かつ、当該運営計画の認定申請を行い、その後管轄労働局長の認定を受けること（(イ)を満たす事業主を以下「事後認定事業主等」という。）。
- (ニ) 過去に、国若しくは21世紀財団が支給する事業所内託児施設助成金若しくは21世紀財団

が支給する両立支援レベルアップ助成金（事業所内託児施設設置・運営コース）の設置費若しくは運営費を受給し、支給対象期間（5年間）を経過した事業主又は未来財団が支給する事業所内保育施設整備等助成事業の新築費を受給した事業主であって、引き続き保育施設の運営を行っているものであること。

(ホ) 平成21年3月31日までに21世紀財団が支給する両立支援レベルアップ助成金（事業所内託児施設設置・運営コース）の設置・運営計画又は運営計画の認定を受け、平成21年3月31日までに支給決定又は不支給決定に至ったものについて、平成21年12月31日までに運営費の支給対象期間（5年間）を経過していない事業主等であって、引き続き保育施設の運営を行っているものであること。

ハ 増築費

増築費の支給対象となるのは、次のいずれかに該当する事業主等であること。

(イ) 既存の事業所内保育施設の増築・改築（以下「増築」という。）又は建て替えを行う事業主等で、以下のa又はbのいずれかを満たすものであること。増築費を受けようとする事業所内保育施設と同一の施設について、過去の両立支援レベルアップ助成金（事業所内託児施設設置・運営コース）の設置費又は事業所内保育施設設置・運営等助成金の設置費の受給の有無は問わない。ただし、増築費を受けようとする事業所内保育施設と同一の施設について、過去に、国等から設置に係る費用の支給を受けた事業主等については、当該施設の運営開始又は運営再開後、5年を経過していること。

a 増築について

既存の事業所内保育施設について、以下の(a)又は(b)の増築を行うことについて増築計画を作成し、平成28年3月31日までに当該増築計画の認定申請を行い、その後管轄労働局長の認定を受け、当該増築計画に基づき、認定日の翌日から起算して原則として1年以内に事業所内保育施設を増築し、かつ、運営を再開したこと。

なお、いずれの増築についても、当該増築に係る施設は、増築前及び増築後のいずれにおいても、0400の要件を満たしていること。

(a) 5人以上の定員増を伴う増築

定員が5人以上、かつ、保育室等の面積の合計が8.25㎡以上増加しており、0209に定める1人当たりの面積を満たしていること。

(b) 安静室を設ける増築

利用定員2人以上、面積3.96㎡以上の安静室であること。なお、安静室を設ける増築については、面積の増加は要件でないこと。

b 建て替えについて

既存の事業所内保育施設について、5人以上の定員増を伴う建て替えを行う場合は、当該建て替えを行うことについて増築計画を作成し、平成28年3月31日までに当該増築計画の認定申請を行い、その後管轄労働局長の認定を受け、当該増築計画に基づき、認定日の翌日から起算して、原則として1年以内に、事業所内保育施設の建て替えを行い、かつ、運営を再開したこと。

なお、建て替えに係る既存の事業所内保育施設及び建て替え後の事業所内保育施設は、いずれも0400の要件を満たしており、かつ、建て替え後の事業所内保育施設の定員は、既存の事業所内保育施設より5人以上、保育室等の面積の合計が8.25㎡以上増加して

おり、0209に定める1人当たりの面積を満たしていること。

(ロ) 0401、0402又は0404の要件を満たさない既存の事業所内保育施設について、0401、0402及び0404の要件を満たす施設にするための増築又は建て替えを行う事業主等であって、増築計画を作成し、平成28年3月31日までに当該増築計画の認定申請を行い、その後管轄労働局長の認定を受け、当該増築計画に基づき、認定日の翌日から起算して、原則として1年以内に事業所内保育施設の増築又は建て替えを行い、かつ、運営を再開したこと。

0302 育児・介護休業法の措置

育児休業及び育児のための短時間勤務制度について、労働協約又は就業規則に規定している事業主等であること。

なお、当該規定は、支給申請日において施行されている育児・介護休業法の定める水準を満たしていること。

0303 次世代育成支援対策推進法の措置

一般事業主行動計画を策定し、その旨を一般事業主の住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）を管轄する都道府県労働局長に届け出ているとともに、当該一般事業主行動計画を公表し、労働者に周知させるための措置を講じていること。なお、支給申請日は、当該一般事業主行動計画の行動計画期間に含まれるものであること。

ただし、次世代育成支援対策推進法第15条の2に基づく認定を受けた事業主を除く。

0304 併給調整

併給調整については、第1共通要領0305に定めるもののほか、以下の表に定め、「○」に該当する事業主等を支給対象事業主等とし、「×」に該当する事業主等を支給対象外事業主等とする。

なお、以下の表における表記については次のとおりとする。

公益財団法人21世紀職業財団（旧財団法人21世紀職業財団）を「21世紀財団」という。

一般財団法人子ども未来財団（旧財団法人子ども未来財団）を「未来財団」という。

公益財団法人児童育成協会を「育成協会」という。

都道府県若しくは市町村（特別区を含む。）を「自治体」という。

助成金等を受給した施設と同一の施設で助成金を受けようとする場合、「同一施設」という。

助成金等を受給した施設と別の施設で助成金を受けようとする場合、「別施設」という。

支給機関	支給を受けている又は受けようとする助成金等	左記の支給施設	設置費	運営費	増築費
国	事業所内保育施設設置・運営等支援助成金（設置費）（本表において、事業所内保育施設設置・運営等助成金を含む。）	同一施設	×	○(*1)	○
		別施設	×	×	×
	事業所内保育施設設置・運営等支援助成金（運営費）	同一施設	○(*2)	○(*1)	○
		別施設	×	×	×

	事業所内保育施設設置・運営等支援助成金（増築費）	同一施設 別施設	× ×	○(*1) ×	× ×
国 21世紀 財団	事業所内託児施設助成金（設置費）	同一施設 別施設	× ×	○(*3) ×	○ ×
	事業所内託児施設助成金（運営費）	同一施設 別施設	× ×	○(*3) ×	○ ×
	事業所内託児施設助成金（増築費）	同一施設 別施設	× ×	○(*3) ×	× ×
21世紀 財団	両立支援レベルアップ助成金（事業所内託児施設設置・運営コース）設置費	同一施設 別施設	× ×	○(*3) ×	○ ×
	両立支援レベルアップ助成金（事業所内託児施設設置・運営コース）運営費	同一施設 別施設	× ×	○(*3) ×	○ ×
	両立支援レベルアップ助成金（事業所内託児施設設置・運営コース）増築費	同一施設 別施設	× ×	○(*3) ×	× ×
未来 財団	事業所内保育施設整備費（新築費）	同一施設 別施設	× ×	○(*4) ×	○ ×
	事業所内保育施設運営助成費	同一施設 別施設	× ×	× ×	○ ×
	事業所内保育施設整備費（増改築費）	同一施設 別施設	× ×	× ×	× ×
育成 協会	企業主導型保育事業（整備費）	同一施設 別施設	× ○	○ ○	×(*6) ○
	企業主導型保育事業（運営費）	同一施設 別施設	○(*2) ○	×(*5) ○	○ ○
自治体	地域医療・介護総合確保基金				
	医療従事者の勤務環境改善のための事業				
	院内保育所の整備への財政支援	同一施設 別施設	× ○	○ ○	×(*6) ○
	院内保育所の運営への財政支援	同一施設 別施設	○(*2) ○	×(*5) ○	○ ○
	介護従事者の子育て支援のための				
	施設内保育施設整備支援事業である介護施設・事業所における保育施設等の整備への財政支援	同一施設 別施設	× ○	○ ○	×(*6) ○
	施設内保育施設運営支援事業である介護施設・事業所における保育施設等の運営への財政支援	同一施設 別施設	○(*2) ○	×(*5) ○	○ ○

国 自治体	子ども・子育て支援新制度における事業 所内保育事業への給付（減価償却費加算 も受給。）	同一施設 別施設	× ○	×(*5) ○	× ○
	子ども・子育て支援新制度における事業 所内保育事業への給付（減価償却費加算 は受給しない。）	同一施設 別施設	○(*2) ○	×(*5) ○	○ ○
	子ども・子育て支援新制度における事業 所内保育事業以外の事業への給付	同一施設 別施設	× ○	× ○	× ○
	「保育対策総合支援事業費補助金」に係 る認可外保育施設への改修費等支援	同一施設 別施設	× ○	○ ○	× ○
	「子どものための教育・保育給付費補助金 」に係る認可外保育施設への運営費支援	同一施設 別施設	○(*2) ○	×(*5) ○	○ ○
自治体	保育施設の設置に係る補助金等（助成金 （設置費）の支給に伴って行われる等の 事業所内保育施設を補助対象とするも のを除く。）	同一施設 別施設	× ○	×(*6) ○	×(*6) ○
	保育施設の運営に係る補助金等（助成金 （運営費）の支給に伴って行われる等の 事業所内保育施設を補助対象とするも のを除く。）	同一施設 別施設	× ○	×(*6) ○	×(*6) ○
	保育施設の増築又は建て替えに係る補 助金等（助成金（増築費）の支給に伴っ て行われる等の事業所内保育施設を補 助対象とするものを除く。）	同一施設 別施設	× ○	×(*6) ○	× ○
国 自治体	雇用創出基金事業における事業所内保 育施設の運営に係る事業	同一施設 別施設	○(*2) ○	×(*5) ○	○ ○

*1 運営を開始した日から連続する10年間まで対象

ただし、支給を受けている又は受けようとする助成金等が増築費の場合、現に運営費の助成を受けている場合に対象

*2 初年度及び後年度の運営費（助成金以外から支給を受ける場合を含む。）と同時期に支給申請する場合に対象

*3 運営を開始した日から連続する10年間又は支給対象期間の合計が10年間まで対象

ただし、支給を受けている又は受けようとする助成金等が増築費の場合、現に運営費の助成を受けている場合又は受けていた場合に対象

*4 連続する5年間まで対象

*5 同一の申請対象期間以外の場合も対象。また、支給対象経費が異なる場合も対象。

*6 労働者のために事業所内保育施設の設置・運営を促進する趣旨であり、かつ、同一の申請対象期間以外又は同一の増築に係る工事以外の場合も対象

0400 支給対象となる事業所内保育施設

支給対象となる施設は、以下の 0401～0405 の全てに適合するものであること。

0401 施設の規模について

乳幼児の定員が 6 人以上であること。

0402 構造設備について

イ 事業所内保育施設には、保育室等のほか、保育室等と区画された調理室（定員が 19 人以下の事業所内保育施設においては調理設備で差し支えない。以下同じ。）及び便所があること。

ロ 乳児室は、保育室、調理室等と壁、パーティションその他有効なフェンス等により区画され、かつ、乳幼児が自ら容易に入室できない構造であること。

ハ 保育室等は、採光及び換気が確保されていること。

ニ 便所には、手洗設備が設けられるとともに、保育室等及び調理室と壁で区画されていること。

また、便所の数は、おおむね幼児 20 人につき一以上であること。

ホ 消火用具、非常口、その他非常災害に必要な設備が設けられていること。非常口は、通常の出入口の他に設置されていること。

ヘ 保育室等を 2 階以上に設ける建物は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 43 条第 1 項第 8 号及び第 48 条において第 28 条を準用する場合における第 28 条第 1 項第 7 号の要件に適合すること。

(イ) 保育室等を 2 階に設ける建物

下記の(ハ)に加え、以下の全てを満たすこと。

a 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。ただし、防火地域内においては、延べ面積が 100 m²を超える場合は、耐火建築物であること。

b 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(ロ) 保育室等を 3 階以上に設ける建物

下記の(ハ)に加え、以下の全てを満たすこと。

a 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。ただし、防火地域内においては、耐火建築物であること。

b (ハ)に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。

c 事業所内保育施設の調理室(以下の(a)又は(b)に該当するものを除く。)以外の部分と調理室の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備のダクト(

- 風道)が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
- (a) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。
- (b) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- d 事業所内保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- e 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- f 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- g 事業所内保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。
- (ハ) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	a 屋内階段 b 屋外階段
	避難用	a 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 b 待避上有効なバルコニー c 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 d 屋外階段
3階	常用	a 屋内階段(建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造) b 屋外階段
	避難用	a 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 b 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 c 屋外階段
4階以上	常用	a 屋内階段(建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造) b 屋外階段(建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造)
	避難用	a 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階ま

		<p>での部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</p> <p>b 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>c 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p> <p>なお、支給対象となる事業所内保育施設が所在する自治体が避難用屋外階段について条例を定めている場合等には、当該条例等に基づくものとする。</p>
--	--	---

0403 運営について

イ 認可外保育施設としての適正な運営について

事業所内保育施設は、児童福祉法第59条に基づき都道府県等が行う指導監督の対象となる認可外保育施設であることから、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号本職通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」を満たす施設運営を行うこと（ただし、当支給要領で特に定めるものは除く。）。

ロ 保育士及び保育従事者の配置について

保育士及び保育従事者の配置については、以下のとおりとすること。

(イ) 保育士の数は、以下のa～dに掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育士の数は運営時間内において常時2人を下回ってはならないこと（11時間を超える時間帯について、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除く）。

なお、定員20人以上の事業所内保育施設については、以下のa～dに掲げる区分に応じて必要となる保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者を配置することとしても差し支えないこと。

- a 乳児 おおむね3人につき1人
- b 満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人
- c 満3歳以上満4歳未満の幼児 おおむね20人につき1人
- d 満4歳以上の幼児 おおむね30人につき1人

(ロ) 定員19人以下の事業所内保育施設については、保育士の他、保育従事者を配置することとしても差し支えないこと。

この場合、専任の保育従事者の数は、上記(イ)の各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、保育従事者の数は運営時間内において常時2人を下回ってはならないこと。なお、11時間を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除き、保育従事者は常時2人以上配置されて

いること。

(ハ) 定員20人以上の事業所内保育施設における上記(イ)に定める保育士の算定にあたっては、幼稚園教諭等を保育士とみなすことができる。この場合であっても、上記(イ)の各号に定める数の合計数の3分の2以上は、保育士（保育士とみなすことができる保健師、看護師又は准看護師を除く）が配置されていること。

(ニ) 上記(イ)に規定する保育士の数又は(ロ)に規定する保育従事者の数については、現に入所している乳幼児の数（一時保育を含む。）に応じ、原則として、その年度の4月1日現在における乳幼児の満年齢別に小数点以下1桁（小数点以下2桁以下切り捨て）までを算出し、その合計の端数（小数点以下1桁）を四捨五入した数を満たすことが必要であること。

ハ 学童保育について

児童の保育（以下「学童保育」という。）は、助成金の対象外であること。

(イ) 学童保育の原則禁止について

事業主等は、原則として、助成金の設置費又は増築費の支給を受けた事業所内保育施設のスペースにおいては、事業所内保育施設の運営を行うこととし、学童保育を行うことができないこと並びに運営費の支給対象となる保育士及び保育従事者は学童保育の指導員と兼任させることはできないこと。このため、学童保育の利用に係る施設・設備の設置費・増築費及び運営費は支給対象外であり、助成金の支給決定後については、当該利用に係る助成金の返還が必要であること。

(ロ) 学童保育の例外的な取扱いについて

上記(イ)のとおり、助成金の支給対象外ではあるものの、以下の全てに該当する場合であっても、0802ニの変更認定申請を行い管轄労働局長の認定を受けた場合、学童保育を行っても助成金の返還までは必要としないこと。

なお、運営開始から10年を経過した施設において、当該事業主等の雇用する労働者が養育する子の年齢等の事情から、結果的に学童保育のみを実施することとなった場合についても、同様に助成金の返還までは必要としないこと。その場合、以下のb、d及びeについては適用しない。ただし、学童保育の指導員は少なくとも1人以上配置すること。

a 事業所内保育施設の設置当初から、当該施設内に学童保育を行うことを目的とする場所を整備していないこと。

b 現員が定員を下回る場合又は現員が定員を超える場合であっても0402、0403及び0405で定める要件を満たす場合であること。

c 事業主等が自ら雇用する労働者の子の利用であること。

d 乳児室及び保育室と学童保育の実施場所を壁、パーティションその他有効なフェンス等により区画していること。

e 学童保育の指導員を保育士及び保育従事者とは別に配置し、かつ、兼任させていないこと。

ニ 医療機関との協力体制について

当該事業所において、緊急の事態に迅速かつ適切に対応できるよう医療機関との協力体制が確保されていること。なお、事業主等が医療機関である場合、別の医療機関との協力体制の確保までを求めるものではないこと。

ホ 看護師等の配置について

「運営形態（体調不良児対応）」、「体調不良児対応型運営」を行う事業所内保育施設の場合は、安静室には必ず運営時間内において看護師等1人が配置されていること。看護師等については、専任の看護師等をいうものであり、運営時間の全ての時間において体調不良児の看護に常に対応できるよう配置されていること。

なお、当該看護師等については、上記0210により、当該事業所内保育施設に勤務する保健師、看護師又は准看護師を保育士とみなす場合の保健師、看護師又は准看護師とは別に配置されていること。

0404 設置場所について

下記のいずれかに該当するもので、継続的利用が見込まれるものであること。

- イ 事業所の敷地内
- ロ 事業所の近接地
- ハ 労働者の通勤経路（駅ビル、駅に近接するビルその他の通勤に便利な場所）
- ニ 労働者の居住地の近接地（社宅、団地等）

0405 利用条件等について

イ 事業所内保育施設の利用者は、原則として、事業主等が自ら雇用する労働者又は事業主等が自ら雇用する労働者以外の労働者であって雇用保険の被保険者である者とする。ただし、定員の半数以下に限り、雇用保険の被保険者である労働者以外の利用者を認めることは差し支えない。また、各月における事業所内保育施設の開設日のうち、事業主等が自ら雇用する雇用保険の被保険者である労働者の利用が1人以上あった日が半数未満の場合、原則として助成金は支給しない。

ロ 申請対象期間における事業所内保育施設の定員に対する現員の割合（以下「定員充足率」という。）が、6割（中小企業事業主にあつては3割）以上であること。

なお、平成24年10月31日前に設置・運営計画又は運営計画の認定申請を行い管轄労働局長の認定を受けた事業主等については、当面、この限りでない。

ハ 事業主等が自ら雇用する労働者の利用条件に就業形態、雇用形態、職種等による制限を設けないこと。

ニ 0歳から小学校就学の始期に達するまでの子の全部又は一部について利用できるものであること。なお、例外的に児童の利用を行う場合については、0403ハ(ロ)によるものであること。

ホ 保育時間は、当該事業所内保育施設を利用する労働者の労働時間を勘案して設定し、労働者が利用しやすいものであること。

ヘ 保育料は、保育内容に照らし、地域の他の施設に比べて著しく高額でないこと。

0500 不支給要件

0501 不支給要件

支給対象事業主等からの支給申請であっても、第1共通要領0303に定めるもののほか、次のいずれかに該当する場合には、当該事業主等には助成金を支給しないものとする。

イ 支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間において、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の重大な違反があることにより、当該事業主等に助成金を支給することが適切でないと認められる場合

なお、育児・介護休業法の重大な違反については、支給決定までの間に行われたものを含む。

ロ 支給申請時点で育児・介護休業法に違反し、同法第56条に基づく助言又は指導を受けたが是正していない場合

ハ 本助成金の支給申請に当たり、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い又は実態と異なる偽りの証明を行った場合

なお、本行為について、管轄労働局長が特に悪質であると認めた場合は、第1共通要領0205の不正受給に該当するものとみなす。

0502 共同事業主の不支給要件

イ 共同事業主について、その構成事業主の全てが0501のいずれかに該当する場合、当該共同事業主には助成金を支給しないものとする。

ロ 共同事業主について、その構成事業主の一部の事業主が0501のいずれかに該当する場合、当該一部の事業主を除いた上で、助成金を支給するものとする。

0503 事業主団体の不支給要件

事業主団体の支給申請については、事業主団体の構成員事業主に関わらず、事業主団体が、0501のいずれかに該当する場合、不支給とする。

0600 支給額

当年度における支給額は、以下のとおりとする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

0601 設置費

イ 設置費については、以下の(イ)又は(ロ)のうち、低い額を支給する。

なお、初年度における支給決定額（以下「初年度の支給」という。）は、以下の(イ)又は(ロ)のうち低い額の2分の1の金額とする。

また、初年度の支給を受けた事業主等が、初年度の翌々年度から初年度から起算して4年度を経過する年度までのいずれかの年度において、支給要件を満たす場合の支給決定額（以下「後年度の支給」という。）は、(イ)又は(ロ)のうち低い額の2分の1の金額とする。

(イ) 助成率

事業所内保育施設の建築又は購入に要した費用の3分の1（中小企業事業主にあつては3分の2。）

(ロ) 支給限度額

1,500万円（中小企業事業主にあつては2,300万円。）を限度とする。

ロ 設置費については、原則として、以下の要件を満たす場合にそれぞれ支給する。

(イ) 初年度の支給について

0400に定める要件のうち0405ロを除く全ての要件を満たしている場合

(ロ) 後年度の支給について

0405ロを含む0400に定める全ての要件を満たしている場合

ハ 「事業所内保育施設の建築又は購入に要した費用」は、次の(イ)～(ホ)によるものとする。

なお、事業所内保育施設部分の費用の算出ができない場合は、総費用に事業所内保育施設部分の床面積（玄関、廊下等の共用部分のスペースは持ち分に応じて積算（共用部分の床面積に事業所内保育施設専有面積と他の目的で使用する施設部分の専有面積の比率を乗じるものとする。）し、室内の規模に加算することができるものとする。）の比率を乗じた額とする。

(イ) 事業所内保育施設の建築又は購入に要した費用については、以下のa～cのうち最も低い額とする。

a ハに定める費用

b 上記aについて、事業所内保育施設の建設に係る専門的・技術的知識を有する者の審査を経て、算定された額

c 以下により算出される上限額。なお、0600において「×」とは乗じるの意味である。

事業所内保育施設の建築又は購入に要した費用の上限額

= (保育する乳幼児の定員数) × 7 m² × (表1のうち該当する1m²当たりの基準単価)

(ロ) 支給対象となるもの

以下のa～gのうち実際に支払った額とする。

a 新たに事業所内保育施設を設置した場合は、建築に要した費用

b 既存の所有の建物を増築し新たに事業所内保育施設を設置した場合は、増築に要した

費用（支給対象に係る部分に要した費用に限る。以下同じ。）

- c 既存の建物を購入して増築した場合又は既存の保育施設を購入して新たに事業所内保育施設を設置した場合には、購入費用及び増築に要した費用の合計額
ただし、事業所内保育施設を事業主等の代表者又は取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族及び姻族）から購入した場合、当該購入費用は支給対象とならない。
 - d 既存の建物を賃借して、増築し、新たに事業所内保育施設を設置した場合には、増築に要した費用
 - e 設計監理料
 - f 不動産鑑定評価に係る費用（不動産評価証明書の申請料含む。）
 - g 建築に要した費用及び増築に要した費用には、表2の工事費を含む。
- (ハ) 支給対象とならないもの
- a 土地の取得に要した費用
 - b 土地及び建物の賃借に要した費用
 - c 整地又は土地改良のための費用
 - d 既存の建物の取り壊し（改築の場合は内装部分の取り壊しを含む。）に要した費用
 - e 備品費（カーテン、ロールカーテン、ブラインドを含む）
- (ニ) 事業所内保育施設と他の目的で使用する施設が合築されている場合は、事業所内保育施設部分のみの設置費が支給対象費用となるものであること。
- (ホ) 支給対象費用は、事業主等が負担した費用のみとし、建物の所有者又は建物の貸し主が負担する費用は対象外であること。

表1 基準面積1㎡当たりの基準単価

種別	主たる構造	100㎡以下 (共有面積含む)	200㎡以下 (共有面積含む)	201㎡以上 (共有面積含む)
新築 増築 (建替えを含む)	木造、木骨モルタル造	181,000円	175,000円	166,000円
	鉄骨造（軽量鉄骨造、プレハブ式含む）	226,000円	211,000円	196,000円
	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造	257,000円	242,000円	226,000円

表2

工 事 名	工 事 内 容
暖房設備工事費	温水暖房、蒸気暖房その他これらに類する暖房設備の設備工事に要する費用

冷房設備工事費	冷房設備の工事に要する費用
避雷針設備工事費	建物に設置する避雷針の設置工事に要する費用
汚物処理設備工事費	浄化槽（配管を含む。）その他汚物処理に必要な設備工事に要する費用
排水設備工事費	敷地内の汚水及び雨水を敷地外に誘導する工事に要する費用
水槽設備工事費	給水工事及びポンプ設備工事に要する費用のうち、建築主において負担する費用
電気設備工事費	外線工事に要する費用のうち、建築主において負担する費用及び電気・放送設備に要する費用
消防用設備工事費 （自動火災報知設備工事を含む。）	一般給水工事と別系統に配管された消火栓用配管設備工事に要する費用。ただし、ホースノズル等消火器具の設備に要する費用を除く（スプリンクラーその他消防法（平成23年法律第186号）及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）の規定により設置を義務付けられた設備工事に要する費用を含む。）。
ガス設備工事費	屋外ガス設備の設置工事に要する費用のうち、建築主において負担する費用
自動火災報知設備工事費	自動火災報知設備工事に要する費用
排煙設備、非常用照明設備等工事費	排煙設備、非常用照明設備等建築基準法及び建築基準法施行令の規定により設置を義務付けられた設備工事に要する費用
テレビ共聴設備工事費	テレビ共聴アンテナ（配線を含む。）の設備工事に要する費用
引湯・給湯工事費	引湯・給湯工事（配管を含む。）に要する費用。ただし、暖房と併用のボイラーの設備工事に要する費用は、暖房設備工事費に含まれる。
外構工事費	門、囲障、構内通路、駐車場、ロータリー、砂場等の外構設置工事に要する費用
その他工事費	その他上記以外に特に必要であるもので、雇用均等・児童家庭局長が必要と認める費用

0602 運営費

イ 運営費については、認定申請の時期、運営開始の時期により、次のいずれかによる。

また、事後認定事業主等が運営する施設については、「運営を開始した」を「運営計画を認定された」と読み替えるものとする。

(イ) 平成27年1月1日以後に、新たに事業所内保育施設の運営を開始した事業主等

a 支給額

以下の(a)～(c)のうち最も低い額を支給する。

(a) 下記カに該当する対象保育施設の運営に要した費用について、各申請対象期間において要した費用の額から、以下により算出される額を減額した額

各申請対象期間において要した費用の額から減額する額

=当該施設の定員の総数（その総数が10人を超える場合にあっては10人。）×

当該施設の運営月数×1万円（中小企業事業主にあっては5千円）

(b) 現員1人当たり年額34万円（中小企業事業主にあっては年額45万円）に、現員を乗じた額

なお、0207イ(ロ)の運営形態（体調不良児対応）の事業主等の場合、上記額に年額165万円を加えた額とする。

(c) 支給限度額

1年間の支給限度額は、1,360万円（中小企業事業主にあっては1,800万円）とする。

なお、0207イ(ロ)の運営形態（体調不良児対応）の事業主等の場合、上記額に年額165万円を加えた額を限度とする。

b 支給対象期間

支給対象期間は、事業所内保育施設の運営を開始した日から連続する10年間を限度とする。

(ロ) 平成24年10月31日以後に設置・運営計画又は運営計画の認定申請を行い、その後管轄労働局長の認定を受けた事業主等であって、平成25年1月1日から平成26年12月31日までに運営を開始した事業主等

a 支給額

事業所内保育施設の運営を開始した日の1年目から5年目までについては、以下の(a)又は(b)のうち低い方の額、6年目から10年目までについては、以下の(c)～(e)のうち最も低い額を支給する。

(a) 助成率による支給額

(i)により算出された額に(ii)の助成率を乗じた額に相当する額とする。

(i) 下記カに該当する対象保育施設の運営に要した費用について、各申請対象期間において要した費用の額から、以下により算出される額を減額した額

各申請対象期間において要した費用の額から減額する額

=当該施設の定員の総数（その総数が10人を超える場合にあっては10人。）

×当該施設の運営月数×1万円（中小企業事業主にあっては5千円）

(ii) 助成率

2分の1（中小企業事業主にあつては3分の2）

(b) 支給限度額（1年目から5年目まで）

1年間の支給限度額は、事業所内保育施設の現員及び運営形態に応じ、表3に掲げるとおりとする。

(c) 下記カに該当する対象保育施設の運営に要した費用について、各申請対象期間において要した費用の額から、以下により算出される額を減額した額

各申請対象期間において要した費用の額から減額する額

＝当該施設の定員の総数（その総数が10人を超える場合にあっては10人。）×

当該施設の運営月数×1万円（中小企業事業主にあつては5千円）

(d) 現員1人当たり年額34万円（中小企業事業主にあつては年額45万円）に、現員を乗じた額

なお、0207イ(ロ)の運営形態（体調不良児対応）の事業主等の場合、上記額に年額165万円を加えた額とする。

(e) 支給限度額（6年目から10年目まで）

1年間の支給限度額は、1,360万円（中小企業事業主にあつては1,800万円）とする。

なお、0207イ(ロ)の運営形態（体調不良児対応）の事業主等の場合、上記額に年額165万円を加えた額を限度とする。

b 支給対象期間

支給対象期間は、事業所内保育施設の運営を開始した日から連続する10年間を限度とする。

(ハ) 平成24年10月31日以後に設置・運営計画又は運営計画の認定申請を行い、その後管轄労働局長の認定を受けた事業主等であつて、平成24年12月31日までに運営を開始した事業主等

a 支給額

事業所内保育施設の運営を開始した日の1年目から5年目までについては、以下の(a)又は(b)のうち低い方の額、6年目から10年目までについては、以下の(c)～(e)のうち最も低い額を支給する。

(a) 助成率による支給額

(i)の額に(ii)の助成率を乗じた額に相当する額とする。

(i) 下記カに該当する対象保育施設の運営に要した費用について、各申請対象期間において要した費用の額

(ii) 助成率

2分の1（中小企業事業主にあつては3分の2）

(b) 支給限度額（1年目から5年目まで）

1年間の支給限度額は、事業所内保育施設の現員及び運営形態に応じ、表3に掲げるとおりとする。

(c) 下記カに該当する対象保育施設の運営に要した費用について、各申請対象期間において要した費用の額から、以下により算出される額を減額した額

各申請対象期間において要した費用の額から減額する額

＝当該施設の定員の総数（その総数が10人を超える場合にあっては10人。）×
当該施設の運営月数×1万円（中小企業事業主にあっては5千円）

(d) 現員1人当たり年額34万円（中小企業事業主にあっては年額45万円）に、現員を乗じた額

なお、0207イ(ロ)の運営形態（体調不良児対応）の事業主等の場合、上記額に年額165万円を加えた額とする。

(e) 支給限度額（6年目から10年目まで）

1年間の支給限度額は、1,360万円（中小企業事業主にあっては1,800万円）とする。

なお、0207イ(ロ)の運営形態（体調不良児対応）の事業主等の場合、上記額に年額165万円を加えた額を限度とする。

b 支給対象期間

支給対象期間は、事業所内保育施設の運営を開始した日から連続する10年間を限度とする。

(二) 平成24年10月31日前に設置・運営計画又は運営計画の認定申請を行い、その後管轄労働局長等の認定を受けた事業主等

a 支給額

以下の(a)又は(b)のうち低い方の額を支給する。

(a) 助成率による支給額

(i)の額に(ii)の助成率を乗じた額に相当する額とする。

(i) 下記カに該当する対象保育施設の運営に要した費用について、各申請対象期間において要した費用の額

(ii) 助成率

事業所内保育施設の運営を開始した日の1年目から5年目までのものについては、2分の1（中小企業事業主にあっては3分の2）6年目から10年目までのものについては、3分の1

(b) 支給限度額

1年間の支給限度額は、事業所内保育施設の現員、運営形態及び運営年数に応じ、表3又は表4に掲げるとおりとする。

b 支給対象期間

支給対象期間は、事業所内保育施設の運営を開始した日から連続する10年間とする。

(ホ) 過去に、国若しくは21世紀財団が支給する事業所内託児施設助成金若しくは21世紀財団が支給する両立支援レベルアップ助成金（事業所内託児施設設置・運営コース）の設置費若しくは運営費を受給し、支給対象期間（5年間）を経過した事業主等又は未来財団が支給する事業所内保育施設整備等助成事業の新築費を受給した事業主等

a 支給額

以下の(a)又は(b)のうち低い方の額を支給する。

(a) 助成率による支給額

(i)の額に(ii)の助成率を乗じた額に相当する額とする。

(i) 下記カに該当する事業所内保育施設の運営に要した費用について、各申請対象期間において要した費用の額

(ii) 助成率

3分の1

(b) 支給限度額

1年間の支給限度額は、事業所内保育施設の現員及び運営形態に応じ、表4に掲げるとおりとする。

b 支給対象期間

支給対象期間は、連続する5年間を限度とする。ただし、平成23年8月31日までに両立支援レベルアップ助成金（育児・介護費用等補助コース）の要件を満たし、当該施設について平成21年4月1日以降、託児施設におけるサービスの措置として本コースを受給した場合は、当該助成金（育児・介護費用等補助コース）の受給期間と合わせて5年間を限度とする。

(ハ) 平成21年3月31日までに21世紀財団が支給する両立支援レベルアップ助成金（事業所内託児施設設置・運営コース）の設置・運営計画又は運営計画の認定を受け、かつ、平成21年3月31日までに支給決定又は不支給決定に至ったものについて、平成21年12月31日までに運営費の支給対象期間（5年間）を経過していない事業主等

a 支給額

以下の(a)又は(b)のうち低い方の額を支給する。

(a) 助成率による支給額

(i)の額に(ii)の助成率を乗じた額に相当する額とする。

(i) 下記カに該当する事業所内保育施設の運営に要した費用について、各申請対象期間において要した費用の額

(ii) 助成率

6年目から10年目までのものについては、3分の1

(b) 支給限度額

1年間の支給限度額は、事業所内保育施設の現員、運営形態及び運営年数に応じ、表4に掲げるとおりとする。

b 支給対象期間

支給対象期間は、事業所内保育施設の運営を開始した日から連続する10年間を限度とする。

ロ 上記イに掲げる、(イ)a(b)、(ロ)a(d)及び(ハ)a(d)の現員1人当たり年額（加算する額を含む。）、(イ)a(c)、(ロ)a(e)、(ハ)a(e)及び(ロ)～(ハ)の各号のa(b)の支給限度額は、申請対象期間が1年間の場合であり、申請対象期間の途中から運営を開始した場合には、運営を開始した日以後の月数（ただし、1月未満の月がある時は1月に切り上げる。）に対応する額とし、また、申請対象期間のうち要件を満たさない月がある場合には、要件を満たした月数に対応する額とし、以下により算出する。

なお、当該月数に対応する現員1人当たり年額又は支給限度額を算出したときに、1円以下の額になった場合は、1円以下の額については切捨てとする。

(イ) 申請対象期間の途中から運営を開始した場合の現員1人当たり年額及び支給限度額

運営を開始した日以降の月数を12で除した上で、現員1人当たり年額及び支給限度額に乗じた額

(ロ) 申請対象期間のうち要件を満たさない月がある場合の現員1人当たり年額及び支給限度額

要件を満たした月数を12で除した上で、現員1人当たり年額及び支給限度額に乗じた額

ハ 現員が定員を超える場合は、0402、0403及び0405で定める要件を満たす場合に限り支給できるものとし、上記イに掲げる、(イ) a(b)、(ロ) a(d)及び(ハ) a(d)の現員1人当たり年額に現員に乗じた額及び(ロ)～(ハ)の各号のa(b)の支給限度額は、現員を定員に読み替えて、以下のとおりとする。

(イ) (イ) a(b)、(ロ) a(d)及び(ハ) a(d)の現員1人当たり年額に現員に乗じた額

現員1人当たり年額に定員に乗じた額とする。

(ロ) (ロ)～(ハ)の各号のa(b)の支給限度額

定員に対応する区分、運営形態及び運営年数に応じ、表3又は表4に掲げるとおりとする。

ニ 共同事業主の構成事業主の1年間の支給限度額は一つの共同事業主を1事業主とみなして現員及び運営形態に応じ、上記イ(イ) a(c)、(ロ) a(e)、(ハ) a(e)又は(ロ)～(ハ)の各号のa(b)の支給限度額に構成事業主ごとの負担割合に乗じた額とする。(以下同じ。)

ホ 上記イ(イ) a(a)、(ロ) a(a)及び(c)並びに(ハ) a(c)に掲げる、当該施設の運営月数については、申請対象期間が1年間の場合、当該月数については12となるが、申請対象期間の途中から運営を開始した場合には、運営を開始した日以降の月数(ただし、1月未満の月がある時は1月に切り上げる。)、申請対象期間のうち要件を満たさない月がある場合には、要件を満たした月数とする。

ヘ 支給対象期間のうち、運営休止期間がある場合は、当該期間については要件を満たさない月とし、当該期間についても支給対象期間に計上すること(休止により支給対象期間が延長されるものではないこと。)

ト 増築費の対象となる増築又は建て替え後の運営費の助成は行わない。ただし、増築又は建て替え後であっても、現に運営費の助成を受けている場合又は受けていた場合は、連続する10年間について支給対象となることを妨げない。

また、現に運営費の助成を受けている場合、支給対象期間内に運営費を受給している既存の事業所内保育施設を廃止し、別の施設において既存の施設と同様の運営を継続する場合、支給対象期間については支給対象となることを妨げない。

チ 0405ロの定員充足率については、申請対象期間の全体の平均が6割以上(中小企業事業主にあつては3割以上)であることを必要とする。これに満たない場合には、各月において定員充足率が6割以上(中小企業事業主にあつては3割以上)である月を要件を満たした月数とする。

なお、平成24年10月31日前に設置・運営計画又は運営計画の認定申請を行い管轄労働局長の認定を受けた事業主等については、当面、この限りでない。

リ 申請対象期間において、0405イの雇用保険の被保険者である労働者以外の利用者については、以下の(イ)又は(ロ)に該当する場合に認められるとともに、当該月を要件を満たす月とする。

- (イ) 雇用保険の被保険者である労働者以外の利用が定員の半数を超える日が、各月における事業所内保育施設の開設日のうち半数未満
- (ロ) 各月の雇用保険の被保険者である労働者以外の利用者数の平均が定員の半数以下
- ヌ 申請対象期間において、0405イの事業主等が自ら雇用する雇用保険の被保険者の労働者の利用が1人以上あった日については、当該日が各月における事業所内保育施設の開設日の半数以上の場合、当該月を要件を満たす月とする。
- なお、共同事業主については、その構成事業主のいずれかの事業主において、自ら雇用する雇用保険の被保険者である労働者の利用が1人以上あった日が、各月における事業所内保育施設の開設日の半数以上の場合、当該月を要件を満たす月とする。
- ル 申請対象期間において、0403ロの保育士又は保育従事者の配置については、原則として各月における事業所内保育施設の開設日の全ての日において要件を満たしている場合、当該月を要件を満たす月とする。
- また、申請対象期間において、0403ホの看護師等の配置要件を満たしていない場合、0207イ(ロ)の運営形態(体調不良児対応)及びロ(ニ)の「体調不良児対応型運営」に該当しないため、当該運営形態における支給限度額は適用しないものとする。この場合、看護師等の人件費は支給対象外となること。
- ヲ 上記チ〜ルにより申請対象期間の全体が要件を満たす月とならなかった場合については、要件を満たす各月の定員充足率に関わらず、上記チにより申請対象期間全体の定員充足率の平均が6割以上(中小企業事業主にあつては3割以上)であれば、要件を満たす各月においては、0405ロを満たすものとする。
- ワ 運営の形態が、「時間延長型運営」又は「深夜延長型運営」の事業主等について
- (イ) 申請対象期間において、「時間延長型運営」又は「深夜延長型運営」を行う場合の延長時間は、計画の認定を受けたそれぞれの延長時間について、原則として各月1回以上、年12回以上の実績が必要であること。なお、申請対象期間が1年に満たない場合については、以下のとおり取り扱うこと。
- a 申請対象期間の途中から運営を開始した場合
運営を開始した日以降の月数(ただし、1月未満の月があるときは1月に切り上げる。)以上の回数であつて、運営を開始した日以降の月において各月1回以上
- b 申請対象期間のうち要件を満たさない月がある場合
要件を満たす月数以上の回数であつて、要件を満たす月において各月1回以上
- (ロ) 「時間延長型運営」又は「深夜延長型運営」について上記(イ)の運営実績が認められない場合は、申請対象期間のうち、当該運営実績のある各月における最長の延長時間数(計画の認定を受けた延長時間数を超える場合は、認定を受けた時間数とする。以下同じ。)をそれぞれ加えて、申請対象期間の月数で除して、得られた数を支給対象の延長時間数とすること。ただし、この場合の計算は、小数点以下第1位を四捨五入するものとし、2時間未満は切り捨てるものとする。 (以下同じとする。)
- なお、申請対象期間が1年の場合は申請対象期間の月数は12であるが、申請対象期間が1年未満の場合は、以下のとおり取り扱うこと。
- a 申請対象期間の途中から運営を開始した場合
運営を開始した日以降の月数(ただし、1月未満の月があるときは1月に切り上げる

。)のうち、当該運営実績のある各月における最長の延長時間数をそれぞれ加えて、運営を開始した日以降の月数で除して、得られた数を支給対象の延長時間数とすること。
この場合、表3又は表4において加算する支給限度額は、要件を満たした月数を12で除して、1時間当たりの年額に乗じた額とする。

b 申請対象期間のうち0403及び0405の要件を満たさない月がある場合

当該要件を満たす月数のうち、当該運営実績のある各月における最長の延長時間数をそれぞれ加えて、当該要件を満たす月数で除して、得られた数を支給対象の延長時間数とすること。この場合、表3又は表4において加算する支給限度額は、当該要件を満たした月数を12で除して、1時間当たりの年額に乗じた額とする。

(ハ) 運営の形態が、「時間延長型運営」又は「深夜延長型運営」の事業主等が、各月における事業所内保育施設の開設日の全ての日において、1日の運営時間が11時間未満の時間までは0403口の保育士配置要件又は保育従事者配置要件を満たしているものの、1日の運営時間が11時間以上の時間帯又は午後10時から午前5時までの間に0403口の保育士配置要件又は保育従事者配置要件を満たしていない場合、通常型運営の支給限度額を適用する。

カ 「運営に要した費用」とは、次のもので支給対象期間中に要した費用及び支給対象期間中に実際に支払った額をいうこと。

(イ) 申請対象期間のうち要件を満たす月において、事業所内保育施設に配置された専任の保育士(0210イにより保育士とみなす保健師、看護師、准看護師を含む。以下、この(イ)において同じ。)、保育従事者、保育士と同等の知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者及び看護師等(「運営形態(体調不良児対応)」又は「体調不良児対応型運営」の場合に限る。以下「保育士等」という。)の人件費のうち、事業主等が保育士等に支払った賃金(給料、賞与、諸手当等。以下同じ。)とする。

また、給料には、保育士、保育従事者又は保育士と同等の知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者を資質向上を目的とした研修会に参加させて、代替の保育士、保育従事者又は保育士と同等の知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者を雇い入れた場合の代替の者に支払った賃金を含む。研修会に参加した保育士、保育従事者又は保育士と同等の知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者の研修日の賃金については、研修会に参加した者が、一の事業所内保育施設に配置されている場合、研修会に参加した者に支払った賃金を含む。

(ロ) 事業所内保育施設が賃借物件である場合、申請対象期間のうち要件を満たす月における当該賃借料(ただし、敷金、礼金、管理費、駐車場代及び土地の借地料を除く。以下同じ。))。

なお、事業所内保育施設と他の目的で使用する施設が合築されている場合は、事業所内保育施設部分のみの賃借料が支給対象費用となる。

また、賃借物件が事業主等が所有する物件の場合、当該賃借料については対象外とする。

(ハ) 事業主等が事業所内保育施設の建物を自ら設置又は賃借し、運営を別企業に委託している場合は、申請対象期間のうち要件を満たす月における、以下のa又はbのうちいずれか低い方の額及びcとする。

- a 当該委託料のうち、事業主等が保育士等への賃金として運営を委託している企業に支払った費用
 - b 運営を委託している企業が保育士等に支払った賃金
 - c 賃借物件の場合の賃借料
- (二) 申請対象期間のうち要件を満たさない月の費用は対象とはならないこと。事業主等が要件を満たす月に係る費用を本申請の対象期間外に支払っている場合、当該費用については、次の申請対象期間に係る支給申請において対象とすること。なお、運営を別企業に委託している場合は、申請対象期間内に事業主等が運営を委託している企業に支払っている場合、対象となること。
- (ホ) 運営を開始した日前に要した費用は対象とならないこと。なお、事後認定事業主等にあつては事業所内保育施設の運営を開始した日から運営計画の認定を受けた日の前日までの間に当該施設の運営に要した費用は対象から除くこと。
- (ハ) 「運営に要した費用」とは、支給対象期間中に要した費用であることから、支給対象期間の最初の月又は最後の月に要した費用について、支給対象期間外に実際に支払っていたとしても、当該費用については支給対象となること。なお、支給対象期間終了後の申請の場合、当該費用について、本申請の対象期間外に支払っている場合であっても、本申請対象期間に係る支給申請において対象とすること。

表 3

1年目から5年目までにおける支給限度額

運営の形態 現員（注）	通常型運営	時間延長型運営	深夜延長型運営	体調不良児対応型運営
15人未満	379万2千円	379万2千円に、1日の運営時間数から9時間を減じて得た時間数（1時間未満の端数がある場合には四捨五入した時間数とし、その時間数が7時間を超える場合は、7時間。以下「延長時間数」という。）に18万円を乗じて得た額を加えた額	時間延長型運営の額に、深夜における運営時間数（1時間未満の端数がある場合には四捨五入した時間数とし、その時間数が延長時間数を超える場合は、延長時間数。以下「深夜延長時間数」という。）に4万円を乗じて得た額を加えた額	通常型運営、時間延長型運営又は深夜延長型運営に加え体調不良児対応型運営を行う場合は、それぞれの型の額に、看護師等の配置に係る費用165万円を加えた額
15人以上 20人未満	540万円	540万円に、延長時間数に27万円を乗じて得た額を加えた額	時間延長型運営の額に、深夜延長時間数に7万円を乗じて得た額を加えた額	
20人以上	699万6千円	699万6千円に、延長時間数に36万円を乗じて得た額を加えた額	時間延長型運営の額に、深夜延長時間数に9万円を乗じて得た額を加えた額	

（注）現員が定員を超える場合にあつては、定員とする。

表 4

6年目から10年目までにおける支給限度額及び過去に運営費を受給している場合等の支給限度額

運営の形態 現員（注）	通常型運営	時間延長型運営	深夜延長型運営	体調不良児対応型
15人未満	252万8千円	252万8千円に、延長時間数に12万円を乗じて得た額を加えた額	時間延長型運営の額に、深夜延長時間数に2万7千円を乗じて得た額を加えた額	通常型運営、時間延長型運営又は深夜延長型運営に加え体調不良児対応型運営を行う場合は、それぞれの型の額に、看護師等の配置に係る費用110万円を加えた額
15人以上 20人未満	360万円	360万円に、延長時間数に18万円を乗じて得た額を加えた額	時間延長型運営の額に、深夜延長時間数に4万7千円を乗じて得た額を加えた額	
20人以上	466万4千円	466万4千円に、延長時間数に24万円を乗じて得た額を加えた額	時間延長型運営の額に、深夜延長時間数に6万円を乗じて得た額を加えた額	

(注) 現員が定員を超える場合にあつては、定員とする。

0603 増築費

イ 増築について

既存の事業所内保育施設について、1施設につき5人以上の定員増を伴う増築若しくは安静室を設ける増築又は0401、0402又は0404の要件を満たさない既存の事業所内保育施設について、0401、0402及び0404の要件を満たす施設にするための増築を行った事業主等について、以下の(イ)又は(ロ)のうち、低い額を支給する。

(イ) 助成率

事業所内保育施設の増築に要した費用の3分の1（中小企業事業主にあつては2分の1）

(ロ) 支給限度額

750万円（中小企業事業主にあつては1,150万円）を限度とする。

ロ 建て替えについて

既存の事業所内保育施設について、5人以上の定員増を伴う建て替えを行った事業主等について、以下の(イ)又は(ロ)のうち、低い額を支給する。

(イ) 助成率

事業所内保育施設の建て替えに要した費用に、建て替え後の事業所内保育施設の定員に対する増加した定員の割合を乗じて得た額の3分の1（中小企業事業主にあつては2分の1）

なお、「建て替え後の事業所内保育施設の定員に対する増加した定員の割合」とは、建て替え後の事業所内保育施設の定員から建て替え前の事業所内保育施設の定員を引いて得られた定員を、建て替え後の事業所内保育施設の定員で除したものをいうこと。

(ロ) 支給限度額

1,500万円（中小企業事業主にあつては2,300万円）を限度とする。

ハ 0401、0402又は0404の要件を満たさない既存の事業所内保育施設を、0401、0402及び0404の要件を満たす施設にするための建て替えを行った事業主等について、以下の(イ)又は(ロ)のうち、低い額を支給する。

(イ) 助成率

建て替えに要した費用の3分の1（中小企業事業主にあつては2分の1）

(ロ) 支給限度額

1,500万円（中小企業事業主にあつては2,300万円）を限度とする。

ニ 事業所内保育施設の増築又は建て替えに要した費用の助成の範囲及び費用の算定については、設置費（0601ハ）に準ずるものとする。

ホ 初年度の支給は、上記イ～ハにおいて、それぞれの各号のうち低い額の2分の1とする。

また、初年度の支給を受けた事業主等が、後年度の支給を受ける場合、上記イ～ハにおいて、それぞれの各号のうち低い額の2分の1とする。

ヘ 増築費については、原則として、以下の要件を満たす場合にそれぞれ支給する。

(イ) 初年度の支給について

0400に定める要件のうち0405ロを除く全ての要件を満たしている場合

(ロ) 後年度の支給について

0405口を含む0400に定める全ての要件を満たしている場合

0700 変更認定申請書及び支給申請書の受付

0701 変更認定申請書及び支給申請書の受付

第1共通要領0402に定めるほか、郵送（簡易書留を必須とする。）により提出されたものについては、消印の日付をもって変更認定申請日又は支給申請日とすること。

0800 計画変更の申請及び認定

0801 計画変更認定申請書の提出

設置・運営計画、運営計画又は増築計画の認定を受けた事業主等において、当該計画の保育施設の概要、設置・増築工事等の概要等を変更しようとする場合は、「事業所内保育施設計画変更認定申請書」（（保）様式第1号）にその変更内容を記入し、次の書類のうち変更内容に関するものを添付して管轄労働局長に提出しなければならない。法人の分割又は合併があった場合、法人名又は事業所名の変更、単独の事業主から共同事業主等への変更及び共同事業主の構成事業主の変更があった場合も同様とする。

ただし、運営開始から10年間が経過し運営費の支給対象期間が終了した場合又は今後、助成金の申請を行わないことが明らかな事業主等については、次の変更を除き提出を要しない。

法人の分割又は合併

法人名又は事業所名の変更

共同事業主の構成事業主の変更

0403ハ(ロ)の学童保育の例外的取り扱いに係る変更

なお、変更内容が1201口の財産処分に該当する場合は、1300に定める申請が必要であること。

イ 計画変更認定申請に係る事業所内保育施設の付近見取図、配置図、平面図及び断面図（保育所が複数階ある場合にあつては各階のもの。）並びに立面図

ロ 当該事業所内保育施設の利用条件（保育料、保育時間、利用者の範囲等）を明らかにする書類（写し）

ハ 保育所の用途で受けた建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証（写し）（同法の適用を受けない増築の場合は増築前の建物の建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写し））

ニ その他管轄労働局長が必要に応じて求める書類

なお、事業所内保育施設の「付近見取図、配置図、平面図、断面図」は、原則として下表に基づくものとする。

書 類 名	明 示 す べ き 事 項
-------	---------------

付近見取図 (縮尺 1 / 200 ~ 1 / 600)	方位、通路及び目標となる地物
配置図 (縮尺 1 / 200 ~ 1 / 600)	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別
平面図 (縮尺 1 / 50 ~ 1 / 200)	縮尺、方位、間取、各室の用途及び床面積、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱、開口部及び防火戸の位置並びに延焼の恐れのある部分の外壁の構造
断面図 (縮尺 1 / 20 ~ 1 / 200)	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ
(注) 用紙の規格から、上記書類名欄に定める縮尺によることが難しいときは、内容の確認ができる範囲において、適宜の縮尺により作成して差し支えないこと。	

0802 計画変更認定の内容及び確認書類

0801の計画変更内容に関する書類に加え、計画変更の内容に応じて次のそれぞれに定める書類を提出すること。

イ 共同事業主における構成事業主の増減等に係る変更

(イ) 共同事業主構成事業主名簿（（保）様式第1号別紙）

(ロ) 事業主間の協定書等、事業所内保育施設の費用負担や運営管理の内容を確認できる書類（写し）

(ハ) 新たな構成事業主の支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）

(ニ) 新たな事業主の施設の利用者見込み数の根拠が分かる資料及び共同事業主全体の運営開始又は再開初年度の施設利用者見込み数及び初年度から5年度目までの利用見込み（（保）参考様式1）

なお、既存の事業主（共同事業主のうち増減しない他の事業主）については、新たに利用見込みを把握することまでは要しない。

(ホ) 設置費又は増築費の初年度の支給の決定がなされる前に、共同事業主における構成事業主の増に係る変更認定申請を行う場合、当該増する事業主の認定申請日が属する年度前の直近3か年の財務状況の分かる資料

なお、設置費又は増築費の初年度の支給の決定がなされる前に、共同事業主における構成事業主の減に係る変更認定申請を行う場合、認定申請日が属する年度前の直近3か年の財務状況について既に提出を行っている構成事業主においては、当該資料の再度の提出は必要ない。ただし、0803 ロにおける不認定要件の該当の有無については、構成事業主の減に係る事業主を除いた上で判断されるものとする。

ロ 事業所内保育施設の定員の増減に係る変更

事業所内保育施設の施設定員は、当該事業主の従業員構成等を勘案し、1年度につき1回まで定員増又は定員減の変更をすることができる。事業所内保育施設の定員増又は定員減の変更及び当該変更に関して保育施設の概要を変更しようとする場合は、「事業所内保育施設計画変更認定申請書」（（保）様式第1号-2）により、その変更内容及び理由を記入し管轄労働局長に提出すること。

ただし、設置費又は増築費の支給を受ける事業主においては、設置費又は増築費に係る全ての支給を受けるまでは定員増又は定員減の変更申請をすることができない

事業所内保育施設の定員の変更認定申請を行う場合、事業主等の施設の利用者見込み数の根拠が分かる資料及び運営開始又は再開初年度の施設利用者見込み数及び初年度から5年度目までの利用見込み（（保）参考様式1）を添付すること。

ハ イ及びロの他、事業所内保育施設の利用者数に影響を及ぼす変更

その他、事業所内保育施設の利用者数に影響を及ぼす変更認定申請を行う場合、事業主等の施設の利用者見込み数の根拠が分かる資料及び運営開始又は再開初年度の施設利用者見込み数及び初年度から5年度目までの利用見込み（（保）参考様式1）を添付すること。

ニ 学童保育の実施に係る変更

0403 ハ(ロ)の学童保育の例外的取扱いに係る変更認定申請を行う場合、学童保育を実施する場所を明記した平面図、学童保育の指導員の労働条件通知書（写し）、学童保育の利用者と事業主等の間でかわした利用に関する書類（写し）等、学童保育の実施場所、指導員、利用する児童が分かる資料を添付すること。

0803 不認定要件

支給対象事業主等からの計画変更認定申請であっても、0501に定める不支給要件のいずれかに該当する場合のほか、以下のいずれかに該当する場合は認定しないものとする。

イ 共同事業主における構成事業主の増減、定員の変更、その他、事業所内保育施設の利用者数に影響を及ぼす変更認定申請について、事業主等が自ら雇用する雇用保険の被保険者の労働者の運営開始又は再開初年度の施設利用者見込み数及び初年度から5年度目までの利用見込みが、0401に定める定員数の下限である6人を著しく下回る場合又は定員数と著しく乖離している場合

なお、上記における「著しく」とは、運営開始又は再開の初年度から5年度目までの全ての年度において、事業主等が自ら雇用する雇用保険の被保険者の労働者の利用が0405ロに定める定員充足率（6割（中小企業事業主にあつては3割））を満たさないことをいう。

ロ 共同事業主における構成事業主の増減に係る変更認定申請について、当該増する事業主が変更認定申請日において法人設立後若しくは事業開始後3年が経過していない場合、又は認定申請日が属する年度前の直近3か年の会計年度において、事業所内保育施設を運営する事業以外の事業を含む全体の財務内容について3か年連続して損失を計上しており、共同事業主のうち費用負担をしている全ての構成事業主が、3か年連続して損失を計上している場合

なお、上記における「損失」については、株式会社においては経常利益の項目がマイナスの場合をいい、株式会社以外の事業主においては当該項目と同様の項目がマイナスの場合をいう。

0804 認定又は不認定の決定

管轄労働局長は、計画変更認定申請がなされた後、速やかにその内容を審査し、計画が本支給要領の要件を満たすと認めた場合は認定を行い、要件を満たさないと認めた場合は不認定とする。

0805 認定決定等の通知

管轄労働局長は、運営計画を認定した場合は、「事業所内保育施設運営計画（変更）認定決定通知書」（（保）様式第2号）により当該事業主等へ通知するものとする。

また、不認定とした場合は、「事業所内保育施設運営計画（変更）不認定決定通知書」（（保）様式第3号）により、当該事業主等へ通知するものとする。

0806 認定の取消し

管轄労働局長は、認定又は変更認定の決定後、0803の不認定要件への該当又は本支給要領の要件を満たしていなかったことが判明した場合、当該認定決定を取り消し、「事業所内保育施設設置・運営計画（変更）認定決定取消し通知書」（（保）様式第7号）、「事業所内保育施設運営計画（変更）認定決定取消し通知書」（（保）様式第7号）又は「事業所内保育施設増築計画（変更）認定決定取消し通知書」（（保）様式第7号）により、その旨を当該事業主等へ通知するものとする。

0900 支給申請手続き

支給申請は、「両立支援等助成金（事業所内保育施設コース（設置費・運営費・増築費））支給申請書」（（保）様式第4号）（以下「支給申請書」という。）に、次の0902及び0903～0905に定める必要書類を添付し、認定を受けた管轄労働局長に提出して行うものとする。

なお、必要書類について原本の写しを提出する場合に、管轄労働局長の求めることにより事業主等による原本証明を付すこと。

0901 支給申請期間

イ 事業所内保育施設の運営開始日（事後認定事業主等が運営する施設については「運営計画の認定日」と読み替える。）の属する月の初日から1年を経過する日の翌日から起算して2か月以内を設置費、運営費、増築費の支給申請期間とする。

翌年以降も運営開始月日の属する月の初日を起算日とした1年間を運営費の申請対象期間とし、当該期間末日の翌日から起算して2か月以内を設置費、運営費及び増築費の支給申請期間とする。

また、イ～ハの取扱いにおいて、申請対象期間が1年未満となった場合の運営費の算定については0602ロを準用する。

ロ イに関わらず、当面の間、0903～0905に定める支給申請期間により申請をすることができる。また、イの支給申請期間へ移行する場合においては、運営日の申請について、0903～0905に定める支給申請期間に申請した場合であっても、運営開始日の属する月の前月末までの期間を申請対象期間とし、当該期間に要した費用について申請することができる。

ハ 運営開始日が1月1日から3月末日までの施設については、イの支給申請期間による申請に移行する前は、7月1日から7月末日までを支給申請期間とする。

運営費について、上記イの支給申請期間に移行する場合においては、ロと同様、前年7月1日から当該施設の運営開始日の属する月の前月末までの期間を申請対象期間とし、当該期間に要した費用について申請するものとする。

0902 全ての申請に共通する添付書類

初年度の支給申請については、以下の全ての添付書類の提出を必要とすること。

以前に支給申請を行ったことのある事業主等については、ハを除く全ての書類の提出を必要とするが、当該申請時に提出した添付書類の内容に変更がない場合（ロにおいては、同一の行動計画期間内である場合）は、ニ、チを除き再度の提出を要しない。

イ 労働協約（写し）又は就業規則（写し）（当該事業主等において、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業及び第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置を定めていることが確認できる部分）

ロ 次世代育成支援対策推進法に基づく公表及び周知が義務づけられる前に一般事業主行動計画を策定した事業主においては、一般事業主行動計画の公表及び労働者への周知を行っていることを明らかにする書類であってその日付が分かるもの（ただし、次世代育成支援対策推

進法第15条の2に基づく認定を受けた事業主を除く)

- ハ 当該事業所内保育施設の最初の利用者（増築費の申請においては、増築後又は建て替え後の最初の利用者。いずれも事業主等が雇用する雇用保険の被保険者に限る。）と事業主等の間で交わした利用に関する書類（写し）等運営開始日を明らかにする書類及び最初の利用者の雇用保険被保険者証（写し）
- ニ 支給申請にかかる期間（設置費・増築費のみの申請の場合、運営開始又は再開以後の期間）の全ての事業所内保育施設開設日における「事業所内保育施設 利用乳幼児数等報告票」（（保）参考様式2）及び「事業所内保育施設 定員充足率等確認票」（（保）参考様式3））。
なお、設置費・増築費のみの申請で、後年度の支給を受ける場合、申請月の前月から遡って1年分の事業所内保育施設開設日における「事業所内保育施設 利用乳幼児数等報告票」（（保）参考様式2）及び「事業所内保育施設 定員充足率等確認票」（（保）参考様式3））。
- ホ 事業所内保育施設に配置される保育士の保育士証（写し）、保育に従事する職員として市町村長が行う研修を終了した者の研修修了証（写し）、保育士と同等の知識及び経験を有すると都道府県知事が認めることを証する書類、当該事業所内保育施設に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなす場合、みなすこととした者の保健師、看護師又は准看護師の免許証（写し）及び幼稚園教諭等を保育士とみなす場合、みなすこととした者の幼稚園教諭等の普通免許状
- ヘ 運営の形態が、運営形態（体調不良児対応）又は体調不良児対応型の事業主等の場合、事業所内保育施設に配置される看護師等の免許証（写し）
- ト 都道府県知事が交付した認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書がある場合は当該証明書（写し。ただし、交付日が支給申請日の1年以内の日付のもの）
- チ 「支給要件確認申立書」（共通要領様式第1号）
- リ 購入により事業所内保育施設を設置した場合及びその他管轄労働局長が必要と判断した場合、取引先の作成した、「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金設置等費用証明書（不動産用）」（（保）参考様式4）
- ヌ その他管轄労働局長が必要に応じて求める書類

0903 設置費

イ 支給申請期間

0901に定める支給申請期間に関わらず、当面の間、次に定める期間に申請することができる。

初年度の支給申請及び初年度の翌々年度から初年度から起算して4年度を経過する年度までの支給申請については、以下のとおりとする。

(イ) 運営開始日が1月1日から6月末日までである場合は、7月1日から7月末日までとする。

(ロ) 運営開始日が7月1日から12月末日までである場合は、翌年の1月1日から1月末日までとする。

ロ 添付書類

支給申請書を提出する事業主等については、次の全ての書類を提出しなければならない。ただし、初年度の翌々年度から初年度から起算して4年度を経過する年度までの支給申請については、次の全ての書類の提出は不要とする。

(イ) 新築して事業所内保育施設を新設した場合

- a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写し）（同法の適用を受ける場合のみ。）
- b 建物登記簿謄本または登記事項証明書
- c 工事請負契約書（工事費内訳書を含む。）（写し）並びに新築に要した総費用の領収書（写し）及び同費用の支払いを行った預金通帳の該当頁（写し）又は振込明細書（写し）
- d 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに室内の写真

(ロ) 既存の所有の建物を増築して事業所内保育施設を新設した場合

- a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写し）（同法の適用を受ける場合のみ）
- b 工事請負契約書（工事費内訳書を含む）（写し）並びに増築に要した総費用の領収書（写し）及び同費用の支払いを行った預金通帳の該当頁（写し）又は振込明細書（写し）
- c 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに増築に係る部分の増築後の写真

(ハ) 購入して事業所内保育施設を新設した場合

- a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写し）（同法の適用を受ける場合のみ）
- b 所有権移転登記後の建物登記簿謄本または登記事項証明書
- c 売買契約書（写し）並びに購入に要した費用の領収書（写し）及び同費用の支払いを行った預金通帳の該当頁（写し）又は振込明細書（写し）
- d 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに増築を行った場合は増築に係る部分の増築後の写真
- e 既存の建物を購入して、増築を行った場合は、工事請負契約書（工事費内訳書を含む）（写し）並びに増築に要した総費用の領収書（写し）及び同費用の支払いを行った預金通帳の該当頁（写し）又は振込明細書（写し）
- f 不動産鑑定評価書又は市町村長の不動産評価証明書（土地付建築物を購入した場合であって、建築物本体の売買価格が不明の場合のみ）

(ニ) 既存の建物を賃借し、増築して事業所内保育施設を新設した場合

- a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写し）（同法の適用を受ける場合のみ）
- b 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに増築に係る部分の増築後の写真
- c 工事請負契約書（工事費内訳書を含む）（写し）並びに増築に要した総費用の領収書（写し）及び同費用の支払いを行った預金通帳の該当頁（写し）又は振込明細書（写し）

0904 運営費

イ 支給申請期間

0901に定める支給申請期間に関わらず、当面の間、次に定める期間に申請することができる。

運営開始日（事後認定事業主等が運営する施設については「運営計画の認定日」と読み替えるものとする。）により、各申請対象期間の支給申請期間を次のとおりとする。

(イ) 新たに運営計画の認定を受けた事業主等

a 1月1日から6月末日までに運営を開始した施設については、前年の7月1日から6月末日までに運営を行った期間に要した費用について、7月1日から7月末日までを申請期間とする。

b 7月1日から12月末日までに運営を開始した施設については、1月1日から12月末日までに運営を行った期間に要した費用について、翌年1月1日から1月末日までを申請期間とする。

(ロ) 既に運営費の支給を受けている事業主等

既に運営費の支給を受けている事業主等が、運営費に係る支給申請を行う場合は、当該施設が運営を開始した月に応じて、それぞれ上記(イ)a又はbに定める申請期間とする。

ただし、支給対象期間の終了する日又は事業所内保育施設の廃止等により運営費の対象となる期間の終了日が6月末日までの場合、1月1日から当該終了日までに運営を行った期間に要した費用について、7月1日から7月末日までを申請期間とすることができる。

ロ 添付書類

支給申請書を提出する事業主等については、次の全ての書類を提出しなければならない。

(イ) 事業所内保育施設に配置される保育士（0210イにより保育士とみなす保健師、看護師、準看護師を含む。以下、このロにおいて同じ。）、保育従事者又は保育士と同等の知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者の賃金台帳（写し）及び申請対象期間中の勤務状況の確認できる書類（出勤簿（写し。保育士又は保育従事者の出退勤時間が記載されたもの）、タイムカード（写し）、保育日誌（写し。子の年齢、預かり時間が記載されたもの）等）。また、保育事業の運営が別企業への委託である場合は、加えてその委託料の領収書（写し）又は振込明細書（写し）及びそのうち保育士又は保育従事者の賃金部分を確認できる書類

(ロ) 事業所内保育施設が賃借物件である場合は、当該施設の賃借料領収書（写し）又は振込明細書（写し）。あわせて、同一の所有者又は貸し主において、事業主等が事業所内保育施設とは異なる事業により当該建物を賃借している場合、当該事業に係る賃借料領収書（写し）又は振込明細書（写し）

(ハ) 事業所内保育施設を設置する事業所が医療機関以外である場合は、医療機関との協力体制が確保されていることが確認できる書類（協力体制をとっている医療機関の一覧表等。ただし以前の運営費申請時に提出した事業主等でその内容に変更がない場合は再度の提出を要しない。）

(ニ) 「運営形態（体調不良児対応）」又は「体調不良児対応型運営」を行う事業所内保育施設の場合は、当該事業所内保育施設に配置される看護師等の賃金台帳（写し）及び体調不

良児への対応を行ったことを明らかにする書類（出勤簿（写し。看護師等の出退勤時間が記載されたもの）、タイムカード（写し）、各月において運営形態（体調不良児対応）又は体調不良児対応型運営を行った日における看護日誌（写し。子の預かり時間が記載されたもの）。なお、保育事業の運営が別企業への委託である場合は、加えてその委託料のうち看護師等の賃金部分を確認できる書類

- (ホ) 保育士、保育従事者又は保育士と同等の知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者を資質向上を目的とした研修会に参加させて代替の保育士、保育従事者又は保育士と同等の知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者を雇い入れた場合、代替の者に支払った賃金台帳（写し）及び当該研修会の開催通知等
- (ハ) 事業所内保育施設施設利用状況（（保）参考様式5）

0905 増築費

イ 支給申請期間

0901に定める支給申請期間に関わらず、当面の間、次に定める期間に申請することができる。

初年度の支給申請及び初年度の翌々年度から初年度から起算して4年度を経過する年度までの支給申請については、以下のとおりとする。

- (イ) 増築部分に係る運営再開日が1月1日から6月末日までである場合は、7月1日から7月末日までとする。
- (ロ) 増築部分に係る運営再開日が7月1日から12月末日までである場合は、翌年の1月1日から1月末日までとする。

ロ 添付書類

支給申請書を提出する事業主等については、次の全ての書類を提出しなければならない。ただし、初年度の翌々年度から初年度から起算して4年度を経過する年度までの支給申請については、次の全ての書類の提出は不要とする。

- (イ) 5人以上の増員を伴う増築若しくは安静室を設ける増築又は0401、0402又は0404の要件を満たさない既存の事業所内保育施設について、0401、0402及び0404の要件を満たす施設にするための増築を行い、増築費の助成を受けようとする事業主等
 - a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写し）（同法の適用を受ける場合のみ）
 - b 工事請負契約書（工事費内訳書を含む）（写し）並びに増築に要した総費用の領収書（写し）及び同費用の支払いを行った預金通帳の該当頁（写し）又は振込明細書（写し）
 - c 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに増築に係る部分の増築後の写真
- (ロ) 既存の保育施設について、5人以上の定員増を伴う建て替え又は0401、0402又は0404の要件を満たさない既存の事業所内保育施設について、0401、0402及び0404の要件を満たす施設にするための建て替えを行い、増築費の助成を受けようとする事業主等
 - a 新築により事業所内保育施設を建て替えた場合
 - (a) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写し）（同

- 法の適用を受ける場合のみ)
- (b) 建物登記簿謄本または登記事項証明書
 - (c) 工事請負契約書（工事費内訳書を含む）（写し）並びに新築に要した総費用の領収書（写し）及び同費用の支払いを行った預金通帳の該当頁（写し）又は振込明細書（写し）
 - (d) 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに室内の写真
- b 既存の所有の建物の増築により事業所内保育施設を建て替えた場合
- (a) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写し）（同法の適用を受ける場合のみ）
 - (b) 工事請負契約書（工事費内訳書を含む）（写し）並びに増築に要した総費用の領収書（写し）及び同費用の支払いを行った預金通帳の該当頁（写し）又は振込明細書（写し）
 - (c) 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに増築に係る部分の増築後の写真
- c 購入により事業所内保育施設を建て替えた場合
- (a) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写し）（同法の適用を受ける場合のみ）
 - (b) 所有権移転登記後の建物登記簿謄本または登記事項証明書
 - (c) 売買契約書（写）並びに購入に要した費用の領収書（写し）及び同費用の支払いを行った預金通帳の該当頁（写し）又は振込明細書（写し）
 - (d) 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに増築を行った場合は増築に係る部分の増築後の写真
 - (e) 既存の建物を購入して、増築を行った場合、工事請負契約書（工事費内訳書を含む）（写し）並びに増築に要した総費用の領収書（写し）及び同費用の支払いを行った預金通帳の該当頁（写し）又は振込明細書（写し）
 - (f) 不動産鑑定評価書又は市町村長の不動産評価証明書（土地付建築物を購入した場合であって、建築物本体の売買価格が不明の場合のみ）
- d 既存の建物を賃借し、増築して事業所内保育施設を建て替えた場合
- (a) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写し）（同法の適用を受ける場合のみ）
 - (b) 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに増築に係る部分の増築後の写真
 - (c) 工事請負契約書（工事費内訳書を含む）（写し）並びに増築に要した総費用の領収書（写し）及び同費用の支払いを行った預金通帳の該当頁（写し）又は振込明細書（写し）

0906 共同事業主又は事業主団体の支給申請

イ 共同事業主が、助成金の支給申請を行う場合は、支給申請書及び0903～0905に定める添付書類を添付する他、以下のとおりとする。

(イ) 共同事業主の構成事業主の全ての事業主が支給申請を行わなければならない。

ただし、第1共通要領0603に定める助成金の金融機関の口座への振り込みを要しない事業主についてはこの限りでない。

(ロ) 共同事業主構成事業主名簿（（保）様式第1号別紙）を添付すること。

(ハ) 上記(イ)に関わらず、共同事業主の構成事業主の全ての事業主は、0902イの労働協約（写し）又は就業規則（写し）、0902ロの一般事業主行動計画の公表及び労働者への周知を行っていることを明らかにする書類であってその日付が分かるもの、0902チの支給要件確認申立書については提出の必要があること。

なお、0902イ、ロ、チ以外の添付書類については、その申請を行ういずれか一つの事業主が提出すれば、他の共同事業主の提出は不要とする。

ロ 事業主団体が、助成金の支給申請を行う場合であって、中小企業事業主の支給要件の適用を受けようとする場合については、支給申請書及び0902～0905に定める添付書類を添付する他、事業主団体構成員事業主名簿（（保）様式第4号別紙）を添付

1000 支給決定手続き

管轄労働局長は、支給要件を満たすものと判定された事業主等について、第1共通要領0600によるほか、以下により支給決定手続きを行う。

1001 支給又は不支給の決定

イ 全国の申請状況から予算額が不足することが見込まれる場合、支給件数及び支給額について全国の調整を行い、予算額の範囲内において支給決定するものとする。

ロ 管轄労働局長は、支給申請書に審査結果を記入するとともに、支給の決定をした場合は、支給決定年月日、支給決定番号等を記入するものとし、不支給の決定をした場合は、備考欄にその理由を記入するものとする。

1002 支給決定等の通知

管轄労働局長は、助成金の支給の決定をした場合は、「両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）支給決定通知書」（（保）様式第5号）により、また、不支給の決定をした場合は、「両立支援等助成金不支給決定通知書」（両立等共通様式第2号）により申請事業主等に通知するものとする。

また、第一共通要領0703に定める不支給措置期間の通知は、「両立支援等助成金不支給措置期間通知書」（両立等共通様式第3号）により、当該事業主に対して通知するものとする。

1100 運営状況の調査・指導等

1101 運営状況の調査

管轄労働局長は、第1共通要領0204に定めるもののほか、労働局又は21世紀財団から助成金の支給を受けた事業所内保育施設について、運営開始後又は助成金の支給開始後、現地に赴き運営状況を確認することができる（以下「現地調査」という。）。

なお、運営を休止している保育施設について、管轄労働局長は、年1回以上現地調査により運営状況の確認、運営再開に向けた取組等に関する助言・指導を行うとともに、事業主等は速やかな運営再開に向けた積極的な取組を行うこととする。

1102 書類の保存等

労働局又は21世紀財団から助成金の支給を受けた事業主は、支給対象期間の全てに係る保育日誌、乳幼児名簿、専任の保育士、保育従事者、保育士と同等の知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者及び看護師等の労働条件通知書、賃金規定、賃金台帳、出勤簿等、支給要件を満たす運営がなされていたことが確認できる書類を保存し、支給申請時の審査や現地調査において、管轄労働局長の求めに応じてその原本等を閲覧させ、写しを提出すること。関係書類の紛失等により、支給対象期間について支給要件を満たした運営がなされていたことが確認できない場合は、支給要件を満たしていないものとして助成金を不支給決定すること又は1201のイに該当するとして支給決定を取り消すことがある。

なお、関係書類の保存年限は、第1共通要領0402に定めるもののほか、設置費又は増築費の支給を受けたことがある事業主については、平成20年7月11日付け厚生労働省告示第384号「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に基づく処分制限期間の終了までとする。ただし、設置費又は増築費の支給を受けたことがある事業主が、1300における財産処分の承認を受け、助成対象施設全体の財産処分による返還に係る国庫納付を行った場合、国庫納付日の属する年度の翌年度の始期から5年間とする。

1103 運営の廃止・休止に関する取扱い

助成金（設置費、増築費）の支給を受けた事業所内保育施設の運営の廃止・休止をしようとする事業主等は、すみやかに管轄労働局長に報告（様式任意）し、必要な助言・指導を受け、以下のとおり取組を行うこととする。

ただし、平成25年5月16日前に助成金（設置費、増築費）の支給を受けた事業所内保育施設が5年を超えて運営を休止している場合、事業主等は、平成24年10月31日付け雇児職発1031第3号「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給を受け運営休止中の保育施設の取扱いについて」により管轄労働局長に提出した再開計画に基づき、運営再開に向けた取組を行うものとする。

イ 助成金（設置費、増築費）の支給を受けた事業所内保育施設が5年を超えて運営を休止している場合、事業主等は、3年以内を計画期間とする「事業所内保育施設運営再開計画書」（（保）様式第8号。以下「再開計画」という。）を策定し、管轄労働局長に提出するとともに運営再開に向けた取組を行うものとする。

ロ 運営休止期間が5年以下の施設についても、1101による運営状況の調査の結果等を踏ま

え、管轄労働局長は、再開計画の策定及び運営再開に向けた取組を求めることがあり、これらの取組を求められた事業主等は、管轄労働局長の助言・指導に従い、速やかな運営再開に向けた取組を行うこと。

ハ 再開計画等に基づき運営再開に向けた取組を行っている期間であっても、管轄労働局長が運営再開の見込みがないと判断した場合、1200に基づく返還の措置をとることがあること。

ニ 助成金（設置費、増築費）の支給を受けた事業所内保育施設において、子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業を実施している事業主等についても、自社の従業員の子の預かりを行わなくなった場合には運営の休止に該当するため、上記と同様の取扱いとすること。

ホ 運営を休止している期間については、経過年数（事業所内保育施設としての運営期間の年数をいう（12月未満切り捨て）。以下同じ。）に計上されないこと。このため、1201ハ、ニにおける残存年数納付金額（事業所内保育施設の廃止等により財産処分する事業所内保育施設に係る設置費又は増築費の支給額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）の割合を乗じて得た額）については、運営休止日の前日までの期間を経過年数として算出することになること。

1201 助成金の返還

管轄労働局長は、助成金の支給を受けた事業主等が、第1 共通要領 0801 に定めるもののほか、次のイ、ロ、ハ及びニのいずれかに該当する場合には、各号所定の手続きを経て、当該事業主等に対して助成金を返還させる旨の通知を行うものとする。

ただし、ロ、ハ及びニについては、下表の平成20年7月11日付け厚生労働省告示第384号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」により定められた処分制限期間を経過している場合又は所定の手続きの結果、国庫納付に関する条件が付されない場合はこの限りではない。

○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間

(平成20年7月11日付け厚生労働省告示第384号から抜粋)

種類	主要な構造	処分制限期間
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	47年
	れんが造、石造又はブロック造のもの	38年
	金属造のもの（骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。）	34年
	金属造のもの（骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のものに限る。）	27年
	金属造のもの（骨格材の肉厚が3ミリメートル以下のものに限る。）	19年
	木造又は合成樹脂造のもの	22年
	木骨モルタル造のもの	20年

(注1) 「鉄骨造」のものは「金属造」に分類される。

(注2) 「金属造」において、骨格材の肉厚が不明な場合の処分制限期間は34年とする。

イ 支給要件を満たしていなかったことが支給後に判明した場合

支給した助成金の全部又は一部の支給決定を取り消す決定を行い、「両立支援等助成金支給決定取消・返還通知書」（両立等共通様式第4号）により、当該事業主等に対して、支給決定を取り消し、取り消しに係る助成金を返還させる旨の通知を行う。

ロ 助成金に係る事業所内保育施設を、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊した（以下「財産処分」という。）場合

1300 に定めるところにより財産処分承認手続きを行い、支給した助成金のうち運営費及び保育遊具等購入費を除く額の全部又は一部について、返還させる旨の通知を行う。

目的に反してとは、本支給要領に定める事業所内保育の他、次に掲げる用途以外に用いることをいう。

- (イ) 地方公共団体等が補助する事業所内保育事業
- (ロ) 子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業
- (ハ) 企業主導型保育事業

(ニ) 0403 ハ(ロ)学童保育の例外的取扱いによる学童保育

ハ 助成金に係る事業所内保育施設における保育事業を廃止した場合

事業主からの事業廃止の報告（（保）様式第9号）の提出を求め、当該報告に基づき、支給した助成金のうち運営費及び保育遊具等購入費を除く額の全部又は一部について、1201の処分制限期間により残存年数納付金額の算定を行い、「事業所内保育施設の廃止（休止）に係る国庫納付通知書」（（保）様式第16号）により、当該事業主等に対して、助成金を返還させる旨の通知を行う。

ニ 運営が休止され、1103の規定に定める再開計画の終了時点においても、再開できない場合

再開計画の終了時点到来後、事業主から報告（（保）様式第9号）を求め、支給した助成金のうち運営費及び保育遊具等購入費を除く額の全部又は一部について、1201の処分制限期間により残存年数納付金額の算定を行い、「事業所内保育施設の廃止（休止）に係る国庫納付通知書」（（保）様式第16号）により、当該事業主等に対して、助成金を返還させる旨の通知を行う。

1300 財産処分承認手続

1301 申請手続

事業主等が財産処分を行う場合には、厚生労働大臣（別途定める場合は、都道府県労働局長。以下「厚生労働大臣等」という。）に財産処分承認申請書（（保）様式第10号）を提出することにより、申請手続を行うこと。

厚生労働大臣等の承認を受けて財産処分を完了したときは、完了から1ヶ月以内に、財産処分完了報告書（（保）様式第12号）により厚生労働大臣等に報告を行うこと。

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて財産処分承認手続が必要である。

1302 財産処分の種類

財産処分の種類は以下のとおりとする。

転用：助成対象施設の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：助成対象施設の所有者の変更。

交換：助成対象施設と他人の所有する他の建物との交換。

貸付：助成対象財施設の所有者は変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：助成対象財施設の使用を止め、取り壊すこと。

1303 申請手続の特例（包括承認事項）

災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊しの財産処分（以下「包括承認事項」という。）であって財産処分報告書（（保）様式第11号）により厚生労働大臣等への報告があったものについては、1301にかかわらず、厚生労働大臣等の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

なお、1301の財産処分完了報告書（（保）様式第12号）の提出は要しない。

1304 国庫納付に関する承認の基準

イ 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。

- (イ) 包括承認事項（災害等による取り壊しの場合）
 - (ロ) 経過年数が10年以上である施設等に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの（ただし、現に利用している労働者が継続して利用できること又は近隣の保育施設の利用により、その就労に支障がないこと。（以下「現に利用している労働者の就労に支障がない場合」という。））
 - a 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に別表1に掲げる事業に使用する場合
 - b 交換により得た施設等において別表1に掲げる事業を行う場合
 - c 別表1に掲げる事業に使用する施設等を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合（建て替えの場合等）
 - d 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付
 - (ハ) 経過年数が10年未満である施設に係る財産処分であって、次のいずれかに該当するもののうち、厚生労働大臣等が適当であると個別に認めるもの
 - a 上記(ロ)aからdまでに該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うもの（市町村建設計画又は合併市町村基本計画に基づくものを含む。）
 - b 次のいずれにも該当する財産処分
 - (a) 経過年数が5年以上である施設の一部を転用し、又は地方公共団体への無償譲渡若しくは無償貸付により、別表2に掲げる児童福祉法第6条の3第2項、第3項、第7項、第10項及び第13項に規定する事業を実施する場合又は同法第39条及び第39条の2に規定する児童福祉施設を設置・運営する場合
 - (b) 当該財産処分後においても、事業所内保育施設として6人以上の乳幼児定員及び当該定員に必要な0209に定める保育室及び乳児室の面積を確保していること。
 - (c) 現に利用している労働者が継続して利用でき、その就労に支障がないこと。
 - (ニ) 事業所内保育施設の運営を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付
 - (ホ) 次に該当する取壊し等
 - a 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し（相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。）
 - b 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し
- ロ 国庫納付に関する条件を付して承認する場合
- 上記以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊しについては、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。
- ### ハ 再処分に関する条件を付す場合
- (イ) 再処分に関する条件を付す場合
 - 上記イのうち、(ロ)、(ハ)、(ニ)の場合には、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後10年（残りの処分制限期間が10年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、厚生労働大臣等の承認を受けないで当該施設等（交換の場合には、交換により得た施設等）の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。）を付すものとする。
 - (ロ) 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、1301に基づき取り扱う。

この場合、事業所内保育施設として使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

ニ 担保に供する処分（抵当権の設定）

次に掲げる担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を国庫に納付させることを条件として承認するものとする。

- (イ) 助成金に係る事業所内保育施設を取得する際に、当該事業所内保育施設を取得するために行われるもの
- (ロ) 事業主等の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるもの

1305 財産処分に伴う国庫納付額

イ 有償譲渡又は有償貸付

(イ) 譲渡額等を基礎として算定する場合

a 財産処分納付金額

譲渡額又は貸付額（評価額（不動産鑑定額又は残存簿価（減価償却後の額）をいう。以下同じ。）に比して著しく低価である場合には、評価額。）に、総事業費に対する助成金支給額の割合を乗じて得た額とする。

- (a) 現に利用している労働者の就労に支障がない場合に行う経過年数が10年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、別表1に掲げる事業を行う場合
- (b) 現に利用している労働者の就労に支障がない場合に行う経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、別表1に掲げる事業を行うもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると厚生労働大臣等が個別に認める場合（市町村建設計画又は合併市町村基本計画に基づくものを含む。）
- (c) 現に利用している労働者の就労に支障がない場合に行う経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、別表2に掲げる児童福祉法第6条の3第2項、第3項、第7項、第10項及び第13項に規定する事業を実施する場合又は同法第39条及び第39条の2に規定する児童福祉施設を設置・運営する場合
- (d) 事業所内保育施設の運営を10年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

b 上限額

残存年数納付金額を上限額とする。

(ロ) 残存年数納付金額とする場合

上記(イ)以外の有償譲渡又は有償貸付の場合の財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

ロ 転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し

国庫納付に関する条件を付された転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊しの場合の財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

ハ 担保に供する処分

抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と同じ額とする（抵当権が実行に移された際に納付）。

1400 附則

1401 経過措置

- イ 平成26年4月1日より前に提出された事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の設置費、運営費及び増築費の申請については、平成26年3月31日付け職発0331第13号、能発0331第5号、雇児発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正前の規定を適用する。
- ロ 平成27年4月1日より前に提出された事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の設置費、運営費及び増築費の申請については、平成27年3月31日付け職発0331第2号、能発0331第12号、雇児発0331第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正前の規定を適用する。
- ハ 平成27年4月10日より前に提出された事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の設置費、運営費及び増築費の申請については、平成27年4月10日付け職発0410第2号、能発0410第2号、雇児発0410第2号「雇用安定事業の実施等について」による改正前の規定を適用する。
- ニ 平成28年4月1日より前に提出された事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の設置費、運営費及び増築費の申請については、平成28年4月1日付け職発0401第40号、能発0401第10号、雇児発0401第11号「雇用安定事業の実施等について」による改正前の規定を適用する。
- ホ 平成29年4月1日より前に提出された事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の設置費、運営費及び増築費の申請については、平成29年3月11日付け職発0331第7号、能発0331第2号、雇児発0331第18号「雇用安定事業の実施等について」による改正前の規定を適用する。

1402 施行期日

- イ 平成25年5月16日施行
- ロ 平成25年7月 1日改正
- ハ 平成26年1月 1日改正
- ニ 平成26年4月 1日改正
- ホ 平成27年3月31日付け職発0331第2号、能発0331第12号、雇児発0331第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成27年4月1日から施行する
- ヘ 平成27年4月10日付け職発0410第2号、能発0410第2号、雇児発0410第2号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成27年4月10日から施行する
- ト 平成28年4月1日付け職発0401第40号、能発0401第10号、雇児発0401第11号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年4月1日から施行する
- チ 平成29年3月31日付け職発0331第7号、能発0331第2号、雇児発0331第18号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年4月1日から施行する
なお、改正後の1300については、平成29年3月31日において既に財産処分承認申請を受理しており、承認を行っていないものについても適用する。また、既に承認を行っているが国庫納付を命じていないもののうち、財産処分の日が平成29年4月1日以降であるものについては、改正後の1300により納付金額を算定する。

別表 1 (1300 において国庫納付に関する条件を付さない財産処分後の事業)

<p>国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業 (各事業には施設を含む。)</p>	<p>備考 (担当部局)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する事業（病院、診療所、医療安全支援センター等） 	<p>医政局</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 19 条から第 22 条に規定する文部科学大臣が指定する学校又は厚生労働大臣が指定する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは都道府県知事が指定する准看護師養成所 	<p>医政局</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地域保健法（昭和 24 年法律第 168 号）に規定する事業（保健所及び市町村保健センター等） 	<p>健康局</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に規定する事業（特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関） 	<p>健康局</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）に規定する事業 	<p>健康局</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 28 条及び第 34 条に規定する事業（障害者雇用支援センター及び障害者・就業生活支援センター） 	<p>職業安定局</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 42 条（第 45 条において準用するものを含む。）及び第 47 条に規定する事業（シルバー人材センター、シルバー人材センター連合及び全国シルバー人材センター事業協会） 	<p>職業安定局</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 13 条に規定する事業（同法第 31 条の規定により設立された職業訓練法人である中小事業主団体又はその連合団体が認定職業訓練を行う施設に限る。） 	<p>職業能力開発局</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 3 及び第 15 条の 6 に規定する事業（職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校等） 	<p>職業能力開発局</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する事業（児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童福祉施設等） 	雇用均等・児童家庭局
<ul style="list-style-type: none"> ・売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）に規定する事業（婦人保護施設） 	雇用均等・児童家庭局
<ul style="list-style-type: none"> ・母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する事業（母子家庭等日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業及び母子福祉施設） 	雇用均等・児童家庭局
<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する事業（救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設等） 	社会・援護局
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項に規定する第一種社会福祉事業（授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業） 	社会・援護局
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する第二種社会福祉事業（生計困難者のために、無料又は定額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業、隣保事業等） 	社会・援護局
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第 26 条第 1 項に規定する公益事業及び収益事業（事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業、社会福祉士等の養成施設の経営、社会福祉事業従事者への研修を行う事業等） 	社会・援護局
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する事業（身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者社会参加支援施設） 	障害保健福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に規定する事業（障害福祉サービス事業を行う事業所、障害者支援施設、相談支援を行う事業所、移動支援を行う事業所、地域活動支援センター、福祉ホーム等） 	障害保健福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する事業（精神科病院、精神保健福祉センター等） 	障害保健福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 130 号）に規定する事業 	障害保健福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する事業（老人居宅生活支援事 	老健局

別表 2 (1304 イ(ハ) bにおいて国庫納付に関する条件を付さない財産処分後の事業)

国庫納付に関する条件を付さない財産処分後の事業・施設

・児童福祉法第 6 条の 3 に規定する以下の事業

放課後児童健全育成事業 (第 2 項)

子育て短期支援事業 (第 3 項)

一時預かり事業 (第 7 項)

小規模保育事業 (第 10 項)

病児保育事業 (第 13 項)

・児童福祉法に規定する以下の施設

保育所 (第 39 条)

幼保連携型認定こども園 (第 39 条の 2)